

令和３年度第３回川越市国際化基本計画審議会 次第

日 時 令和３年１０月２９日（金）

午前１０時より

場 所 北公民館２階講座室

１ 開 会

２ 会長挨拶

３ 議事

- （１）意見公募手続きに諮る川越市国際化基本計画（案）について
- （２）その他

４ 閉 会

（配布資料）

【資料 １】川越市国際化基本計画（案）について

【参考資料 １】意見公募の概要について（市 HP 掲載情報）

【参考資料 ２】川越市国際化基本計画審議会委員名簿

第五次川越市国際化基本計画（案）

（令和 4 年度～令和 7 年度）

川越市国際文化交流課

目 次

第1章 川越市国際化基本計画の策定について	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 本市を取り巻く現状と課題	3
(1)国際化や多文化共生に関する社会情勢	3
ア 人口減少と少子高齢化の進行	3
イ 在留外国人数の増加	3
ウ 訪日外国人旅行者の増加	4
エ 深刻化する気象災害・自然災害	4
オ 新型コロナウイルス感染症の影響	4
カ 持続可能な開発目標（SDGs）の推進機運の高まり	5
(2)国際化や多文化共生に関する国の現状	6
(3)国際化や多文化共生に関する埼玉県の実況	7
(4)国際化や多文化共生に関する川越市の実況	8
ア 川越市における外国籍市民に関する統計データ	8
イ 川越市における外国人観光客の実況	12
ウ 川越市国際化に関する市民意識調査結果に見る現状と課題	12
第2章 これまでの取組	25
1. 前計画について	25
2. これまでの取組や成果	26
(1)外国籍市民への支援の充実	26
ア 日本語教室の開催	26
イ 外国籍市民相談の開催	26
(2)国際感覚に優れた市民の育成	27
(3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	27
(4)姉妹・友好都市交流の充実	28
3. 前計画の総括と課題、今後の方向性	29
(1)前計画（第四次川越市国際化基本計画）の総括	29
(2)前計画（第四次川越市国際化基本計画）における課題	29
(3)今後の方向性	31

第3章 計画の基本方針	32
1. 基本理念	32
2. 基本目標	32
(1)外国籍市民への支援の充実	32
(2)多文化共生意識を持った市民の育成	33
(3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	33
(4)姉妹・友好都市交流などの充実	33
第4章 計画の体系	34
第5章 施策の内容	35
基本目標 1. 外国籍市民への支援の充実	35
(1)コミュニケーション支援	35
(2)外国籍市民の生活支援	37
基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成	40
(1)市民の人材育成	40
(2)市民の人材活用	41
(3)グローバル化に対応する教育の推進	42
(4)NPO 等との協力・連携	43
基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	43
(1)交流機会の充実	43
(2)差別的言動の解消と多様性の尊重	44
(3)外国籍市民の要望や意見の聴取	44
(4)市行政組織における推進体制の整備	45
(5)関係機関等との連携・協働体制の構築	45
基本目標 4. 姉妹・友好都市交流などの充実	46
(1)姉妹・友好都市との交流事業の充実	46
(2)地域の活性化につながる国際交流の推進	47
第6章 計画の推進	48
1. 計画の推進体制	48
2. 計画の進行管理と評価方法	49
3. 計画の指標	50

第1章 川越市国際化基本計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成11（1999）年3月に「国際性のある人づくり、まちづくり」を目的とした「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」を定めて以来、第二次から第四次に至る川越市国際化基本計画を策定し、継続して地域の国際化と多文化共生¹社会の実現を目指してきました。

この間、本市における外国籍市民²数は大幅に増加し、その国籍や在留資格等の内訳も多様化してきています。

国においても、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野でその労働力の需要が高まっている外国人材について、受入れを拡大・促進する施策を打ち出していることから、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成29（2017）年11月施行）」の制定や、新たな在留資格である「特定技能」の創設等を目的とした「出入国管理及び難民認定法（平成31（2019）年4月施行）」の改正などがなされており、こうした背景から本市においても、引き続き外国籍市民の増加が見込まれています。

その一方で、近年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の流行といった未曾有の事態に、外国籍市民を含む人々の生活には大きな影響が出ており、日本語を母語としない外国籍市民への対応が求められています。

また、地域社会における人々の中には、生活習慣や文化などが異なる外国籍市民が同じ地域に居住することに対して、ルールやマナーを守らない人が増える等の不安や懸念を示す方もいます。

そのため、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、誰もが安心できる、外国籍市民との共生社会の実現に向けた環境を整えることがますます必要とされています。

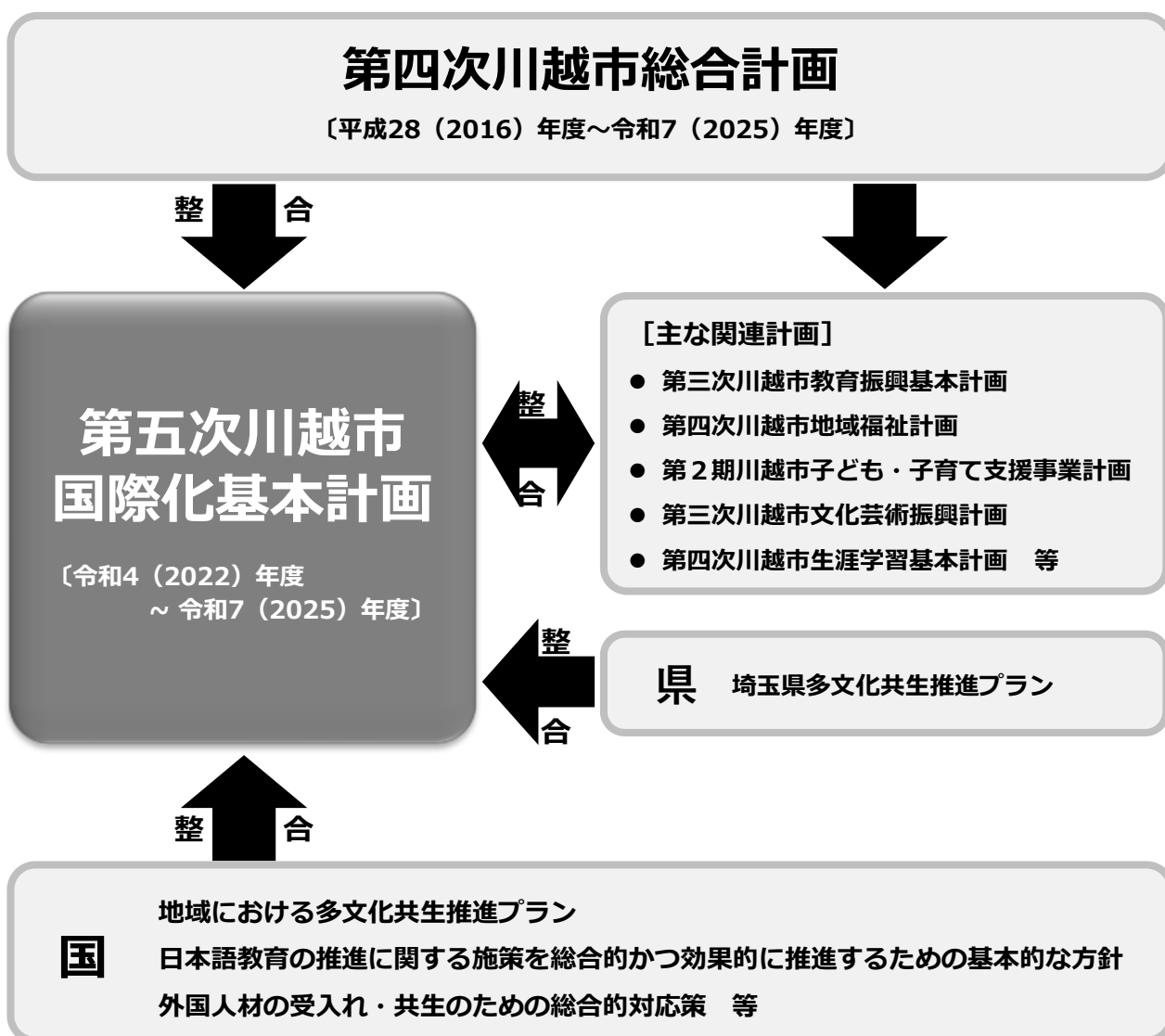
このような状況において、外国籍市民と日本人市民双方を対象とした市民意識アンケート調査等から明らかとなる本市の現状と課題や、第四次川越市国際化基本計画における取組の評価を踏まえながら、本市における国際化や多文化共生社会の実現を体系的、総合的に推進するため、第四次川越市国際化基本計画の体系を大幅に改め、総務省が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」の体系に則った「第五次川越市国際化基本計画」を策定します。

¹ 「多文化共生」とは、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

² 「外国籍市民」とは、外国籍を有する人、あるいは日本国籍で外国にルーツを持つ人で、本市に生活拠点を有する人を指します。そのため、本市に生活する外国人研修生・実習生や留学生などもこの外国籍市民に含まれます。

2. 計画の位置付け

本計画は、本市の目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や方策を定めた「第四次川越市総合計画」を上位計画とし、総合計画の個別計画として策定されている関連計画との整合を図りながら、本市の国際化及び多文化共生施策など必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



3. 計画の期間

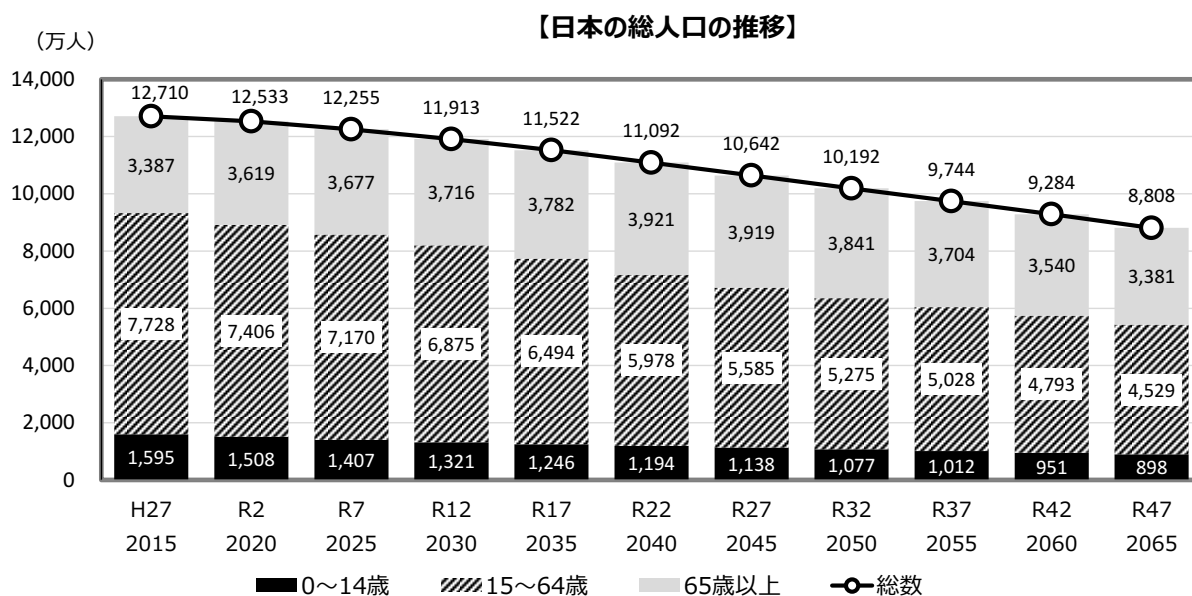
本計画の実施期間は、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度の4年間とします。

4. 本市を取り巻く現状と課題

(1)国際化や多文化共生に関する社会情勢

ア 人口減少と少子高齢化の進行

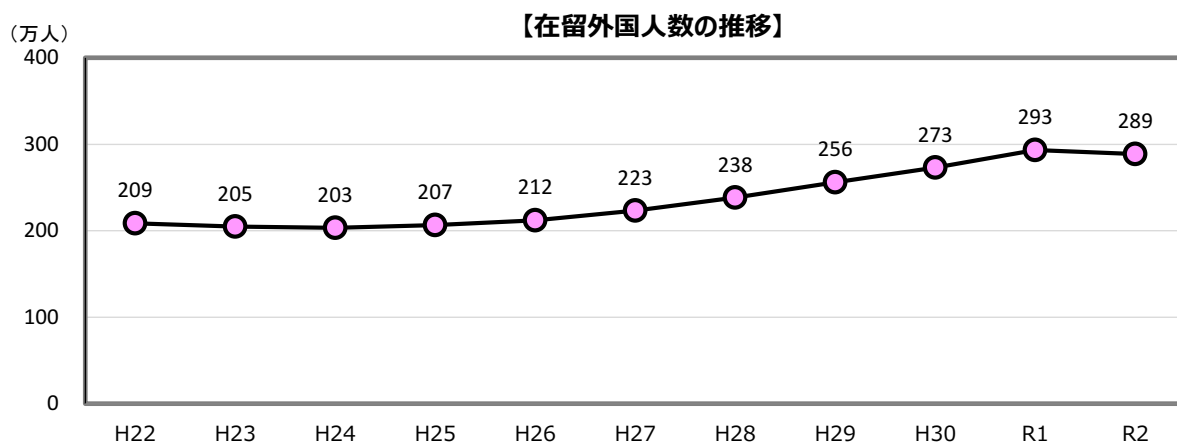
我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると、令和 11（2029）年には 1 億 2,000 万人、令和 35（2053）年には 1 億人を下回ると推計されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」

イ 在留外国人数の増加

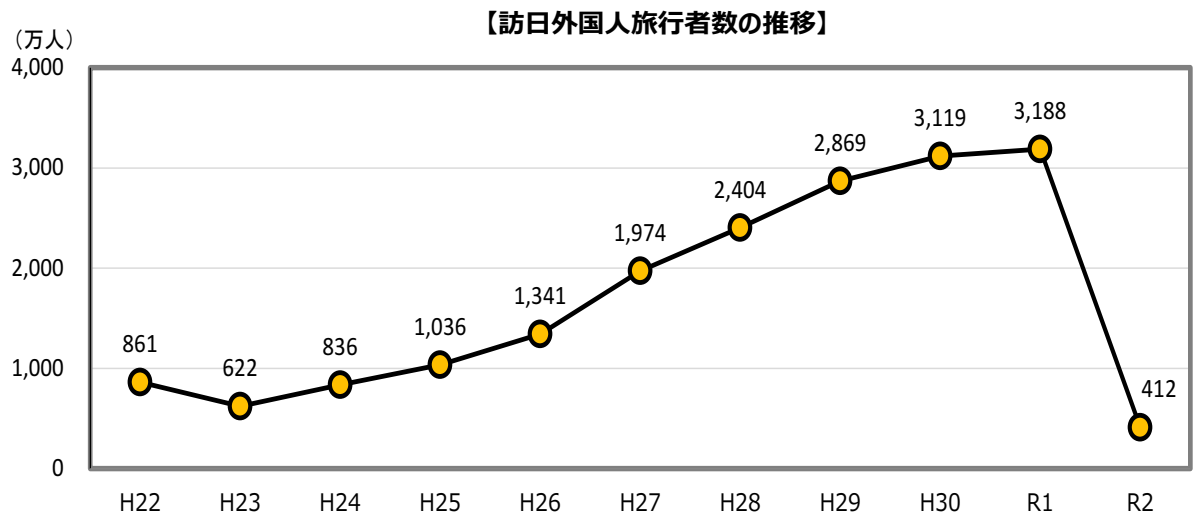
法務省の「在留外国人統計」によると、日本に在留する外国人は令和元（2019）年 12 月末日時点で約 293 万人と過去最多を記録し、日本の総人口に占める割合も 2%を超えています。



資料：在留外国人統計（各年 12 月末日時点、但し R2 は 6 月末日時点）

ウ 訪日外国人旅行者の増加

令和元（2019）年、日本を訪れた外国人旅行者の数は、過去最高の約 3,188 万 2 千人を記録しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限措置の影響により、令和 2（2020）年は 412 万人にとどまりました。かつてない下落幅になりましたが、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、日本を訪れる外国人旅行者数は徐々に増加基調に回復すると考えられます。



資料：日本政府観光局

エ 深刻化する気象災害・自然災害

近年、突発的な集中豪雨に伴う水害が頻発するなど、地球温暖化の影響により気象災害が激甚化しているとともに、大規模な地震等の自然災害の発生も今後予測されています。

日本語を母語としない外国人は、日本の災害の特徴や対応策について認識が乏しく、また言葉の壁により防災情報を届けにくいことから、災害発生時に自力での避難が困難な要配慮者に該当します。災害時に外国人も取り残さない避難対策を講じることは、多文化共生社会における重要な課題です。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、海外との往来が制限され、新たな生活様式を生み出すなど私たちの日常と経済活動に大きな影響を与えました。流行の長期化により、雇用状況の悪化や日本語学習教室の休止など外国籍市民の生活にも大きな影響が及んでいます。今後も、新型コロナウイルス感染症対策を意識した日本語学習教室の運営や、外国籍市民に対して迅速に情報発信をしていくことが求められています。

力 持続可能な開発目標（SDGs³）の推進機運の高まり

国連が平成 27（2015）年 9 月に掲げた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「人や国の不平等をなくそう」という目標を 17 のゴールの一つに掲げ、令和 12（2030）年までに、「年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位、その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力を向上させて、社会的、経済的、政治的に関与できるよう促進する」と定めています。

すべての市民が互いの立場を尊重し、安心して快適な市民生活を送ることができる多文化共生社会の構築が求められていることから、誰一人として取り残さないことを目指した SDGs の理念に沿って、外国籍市民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくことが大切です。

³ 「SDGs」とは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2)国際化や多文化共生に関する国の現状

我が国の国際化や多文化共生に関する具体的な動きは、1980年代に自治省（現総務省）が「国際交流」と「国際協力」の2つを柱とした地域の国際化推進を複数の指針で示したことに始まります。

平成18（2006）年3月には、総務省が各自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を促すための「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「地域における多文化共生」が第3の柱として掲げられました。

このプランでは国籍や民族等の異なる人々が、お互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを推進する必要性が強調されています。

また、在留外国人の増加と新たな在留資格である「特定技能」の創設を含む「出入国管理及び難民認定法」の改正（平成31（2019）年4月施行）を踏まえ、関係閣僚会議において、平成30（2018）年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられました。

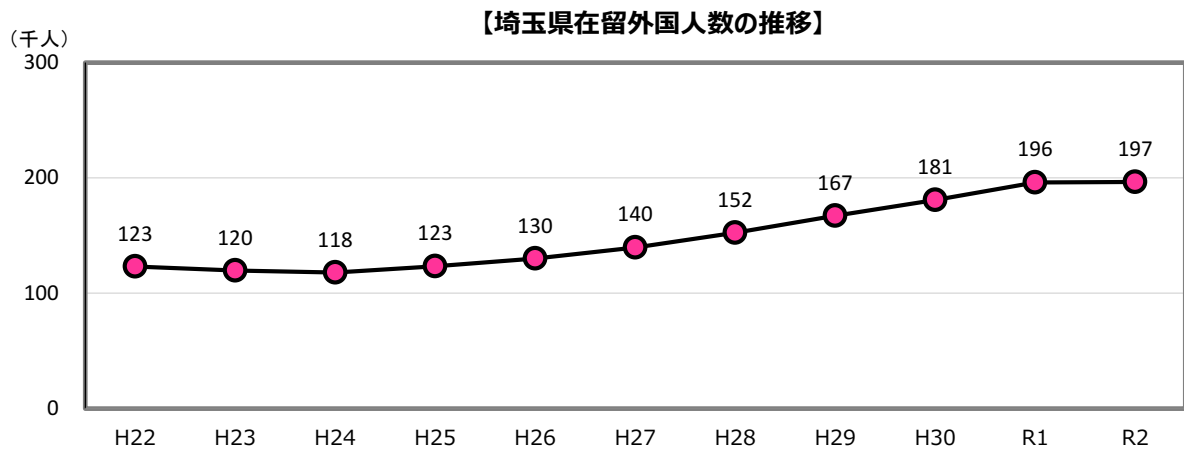
さらに、令和元（2019）年6月には、総合的対応策の充実に向けた主な施策が示され、令和2（2020）年の7月にはその改訂版も取りまとめられました。

なお、令和2年（2020）年9月には、総務省が14年ぶりに「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行いました。改訂されたプランでは、従前の取組に加えて「地域活性化の推進やグローバル化への対応」が新たに追加され、外国籍市民との連携・協働など外国人材活用の視点が強く打ち出されています。

(3)国際化や多文化共生に関する埼玉県の実況

令和元（2019）年 12 月末時点の埼玉県の外国人住民数は 19 万 6,043 人、人口に占める割合は 2.67%で、住民数は全国の都道府県別で第 5 位の多さとなっています。

また、平成 12（2000）年末と比較すると、県内の外国人住民数は 3.1 倍、人口に占める割合は 1.77 ポイントの上昇となっており、外国人の定住化が顕著に表れています。



資料：在留外国人統計（各年 12 月末時点、但し R2 は 6 月末時点）

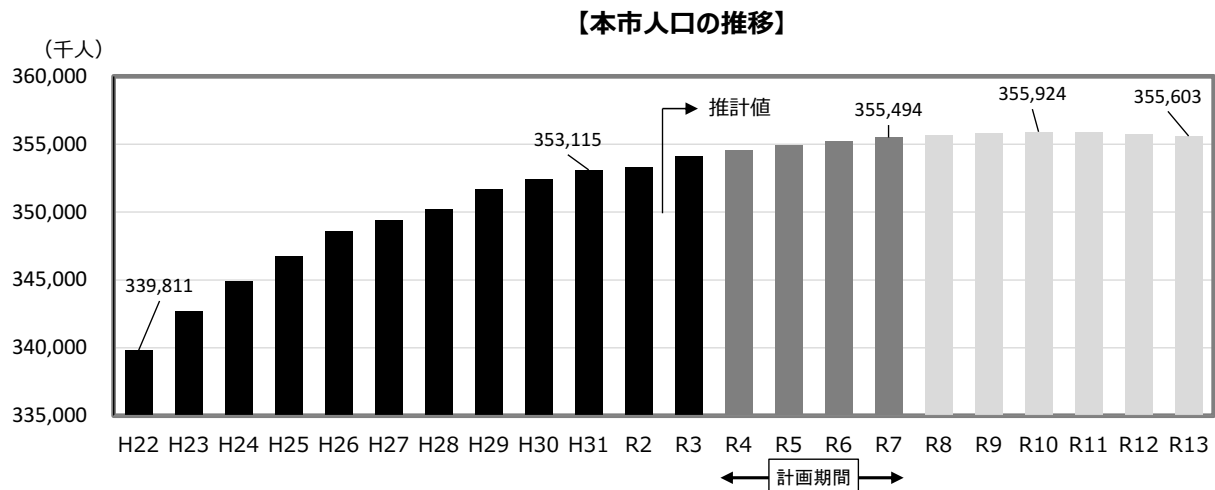
埼玉県においては、平成 29（2017）年に「埼玉県多文化共生推進プラン」を改定し、「日本人と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を基本目標として、外国人住民を支援の対象として捉えるのではなく、日本人と共に社会を担っていく存在と捉え、それぞれの個性と能力を十分に生かせる社会づくりを目指した多文化共生の取組を推進しています。

(4)国際化や多文化共生に関する川越市の現状

ア 川越市における外国籍市民に関する統計データ

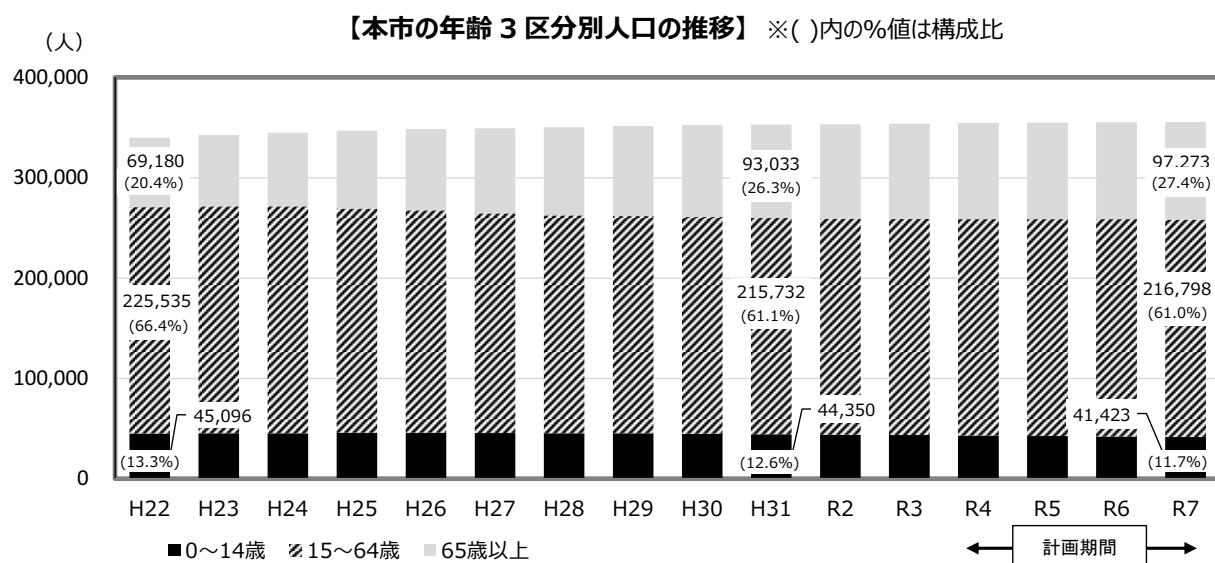
①本市の総人口の推移

市の推計では、人口の伸び率は落ち着きを見せながらも、微増で推移しますが、令和 10（2028）年をピークに総人口は減少局面に入っていくことが見込まれます。



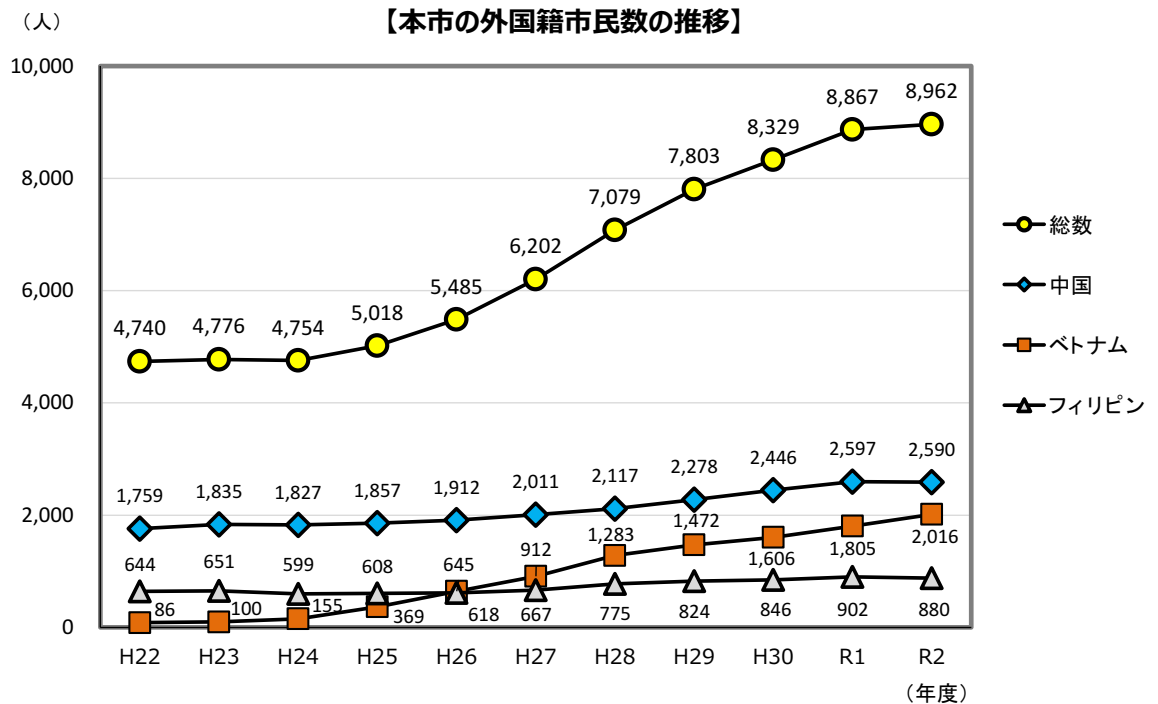
②本市人口の年齢別構成

本市の人口の年齢別構成は、生産年齢人口（15～64 歳）が横ばい傾向で推移する一方、年少人口（0～14 歳）が減少し、高齢者人口（65 歳以上）が増加することが見込まれます。



③外国籍市民数の推移

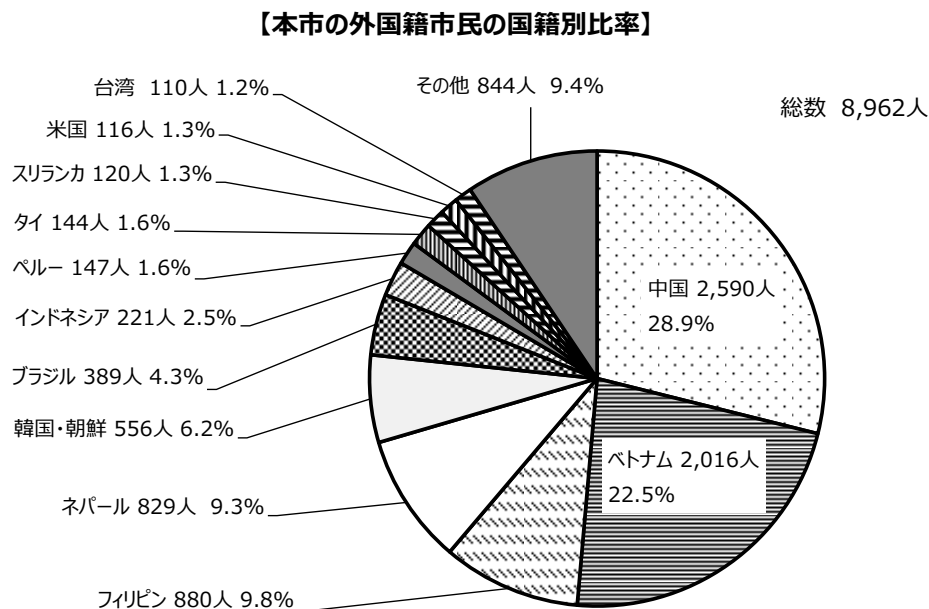
本市に在住する外国籍市民は 8,962 人（令和 3 年 3 月末日時点）で、総人口の約 2.5% を占め、10 年前の 4,740 人（平成 23 年 3 月末日時点）に比べて約 1.9 倍、なかでもベトナムにおいては約 23 倍に増加しています。また、出身地も 88 の国や地域と広範囲に及んでおり、県内の市町村では、3 番目に多い人口となっています。



資料：川越市住民基本台帳（各年度末時点）

④国籍別比率の内訳

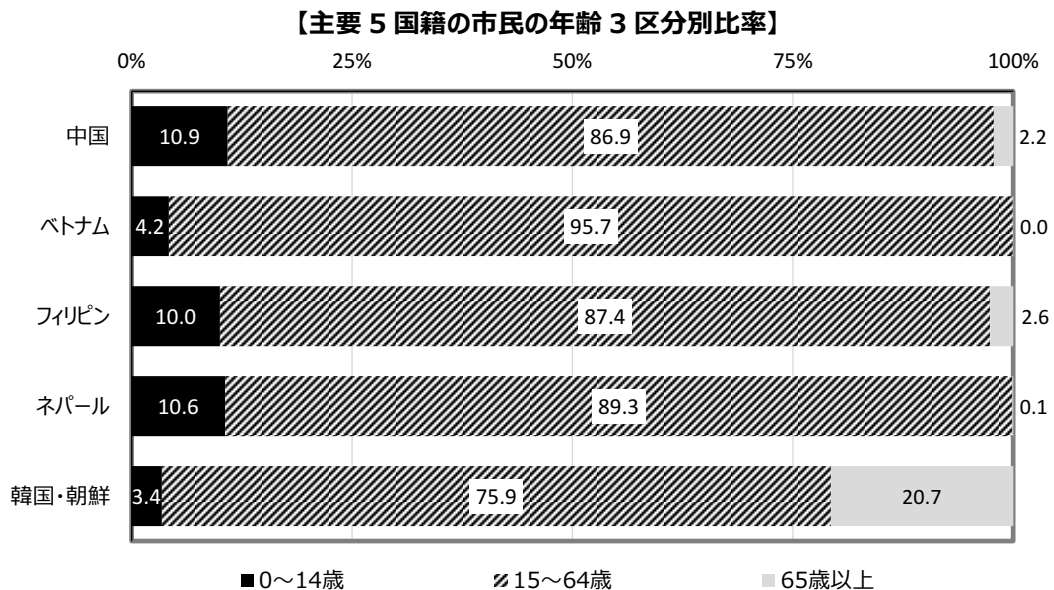
国籍別の内訳として、中国、ベトナム、フィリピン、ネパール、韓国・朝鮮といった東アジア及び南アジア諸国（地域）出身の外国籍市民が多い点の特徴です。



資料：川越市住民基本台帳（令和２年度末時点）

⑤主要５国籍の年齢区分別比率

主要国別に年齢３区分別比率をみると、「ベトナム」国籍では65歳以上の老年人口が殆どおらず、0～14歳の年少人口も他の国籍の半分以下となっています。一方「韓国・朝鮮」国籍では65歳以上の**高齢者**人口が2割を超えています。

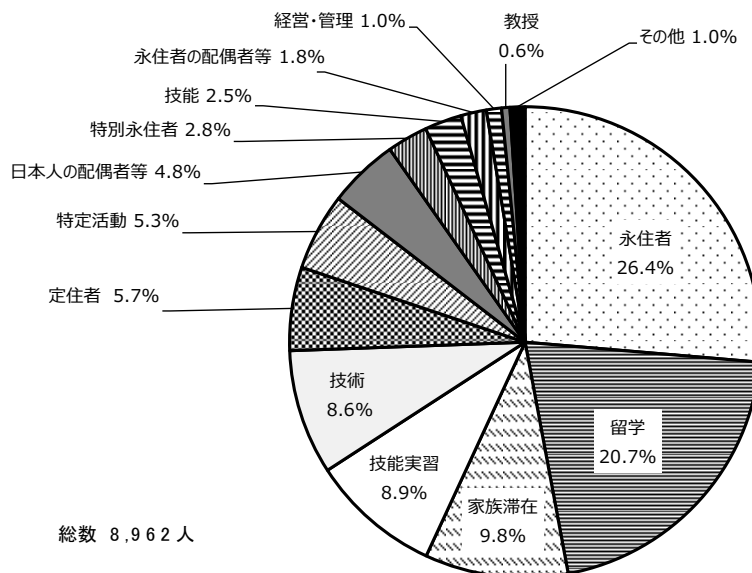


資料：川越市住民基本台帳（令和２年度末時点）

⑥在留資格別比率

在留資格別にみると、活動内容の制限や在留期限のない「永住者」が 26.4%と最も多く、次いで、「留学」が 20.7%と市内に 4 つの大学が立地する本市の特徴が表れています。

【本市の外国籍市民の在留資格別比率】

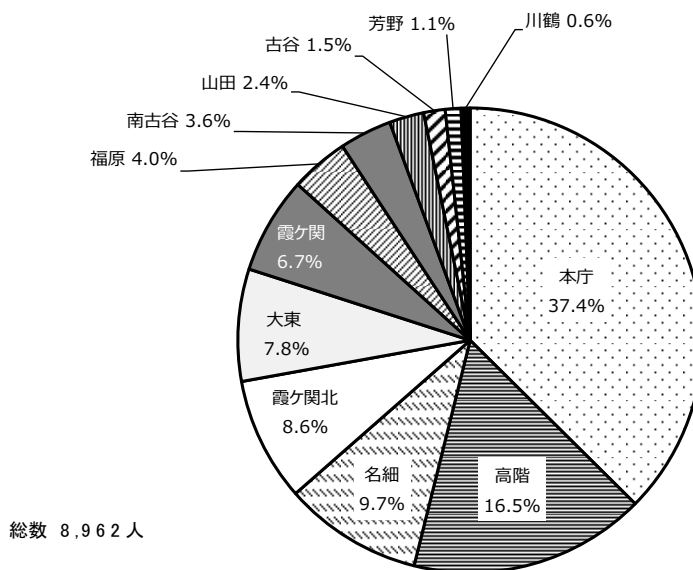


資料：川越市住民基本台帳（令和 2 年度末時点）

⑦地区別比率

地区別にみると、地域内に駅が所在する本庁地区、高階地区、市内大学に近接する名細地区、霞ヶ関・霞ヶ関北地区、大東地区などに外国籍市民が多く居住していることがわかります。

【本市の外国籍市民の地区別比率】



資料：川越市住民基本台帳（令和 2 年度末時点）

イ 川越市における外国人観光客の現状

本市への外国人旅行者数は、令和元（2019）年に約 31 万 3 千人を記録し、5 年前の約 7 万 7 千人と比べ、約 4 倍の増加となりましたが、近年、国（観光庁）による積極的な誘客戦略と足並みを揃えて、埼玉県や鉄道事業者等と連携を図りながら、アジア圏を対象とする海外プロモーションを実施してきたことによって、大幅な増加につながったと考えられます。

令和 2（2020）年の外国人旅行者数は 3 万 9 千人と大幅に落ち込みましたが、首都圏有数の歴史的資源を豊富に有していること、及び都心部から 1 時間以内に来訪できる強みを生かして、国全体の復調に合わせて、本市への旅行者も再び増加することが見込まれます。

ウ 川越市国際化に関する市民意識調査結果に見る現状と課題

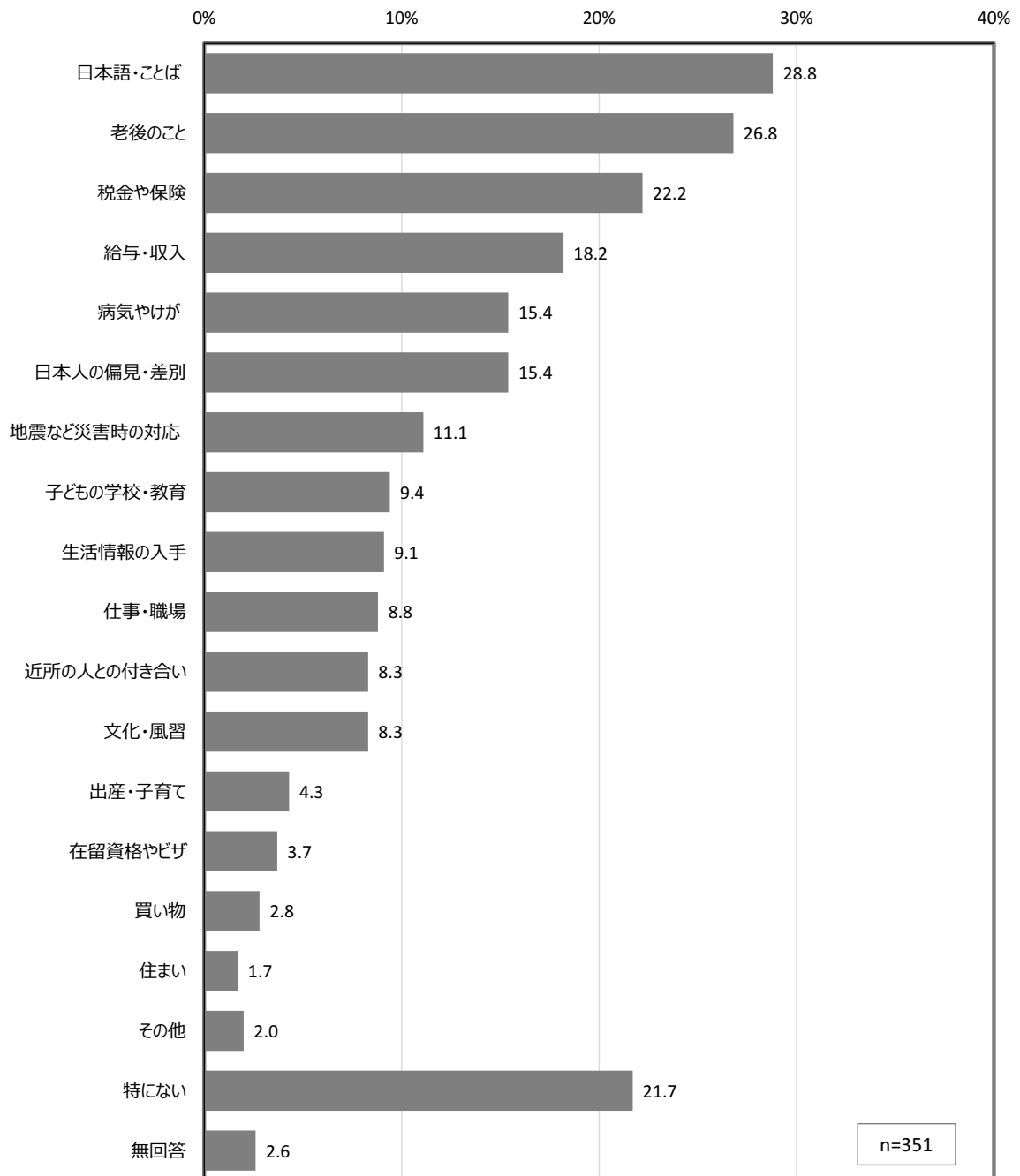
本計画を策定するにあたり、本市に在住する外国籍市民、日本人市民の双方に対してアンケート調査を実施しました。

①アンケートの概要

調査名称	川越市国際化に関する市民意識調査	
調査目的	増加しつつある外国籍市民の受入れの現状や、生活の実態及び問題点などを把握するとともに、受け入れる日本人市民の意識などを調査することで、今後の多文化共生施策立案の参考とする。	
調査対象	市内在住 18 歳以上の外国籍市民	市内在住 18 歳以上の日本人市民
標本数	2,000	1,000
調査方法	郵送配布・郵送回収によるアンケート調査	
調査期間	令和元年 8 月 26 日（月）～9 月 17 日（火）	
有効回収数	351 件	366 件
有効回収率	17.6%	36.6%

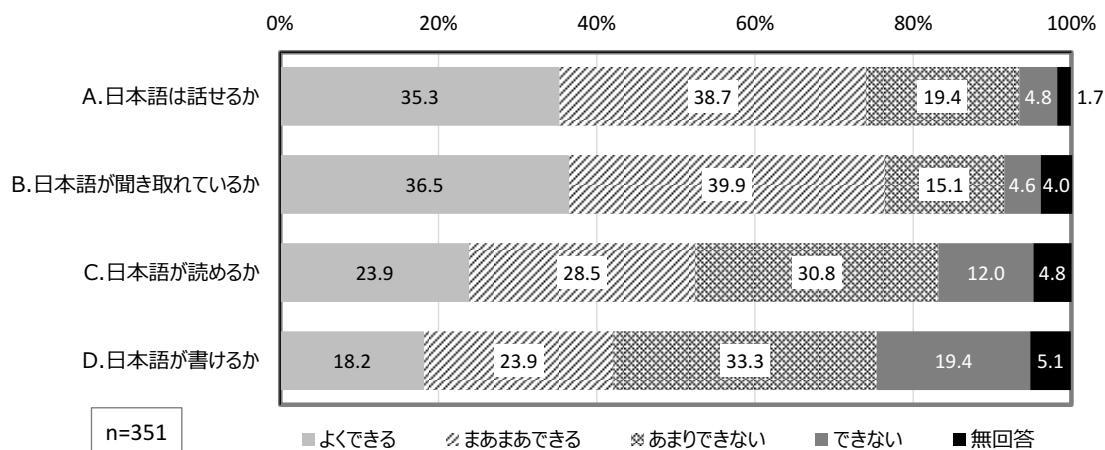
②主な市民意識調査結果（外国籍市民）

問 あなたが、普段の生活で困っていることや不安なことはありますか。（複数回答）



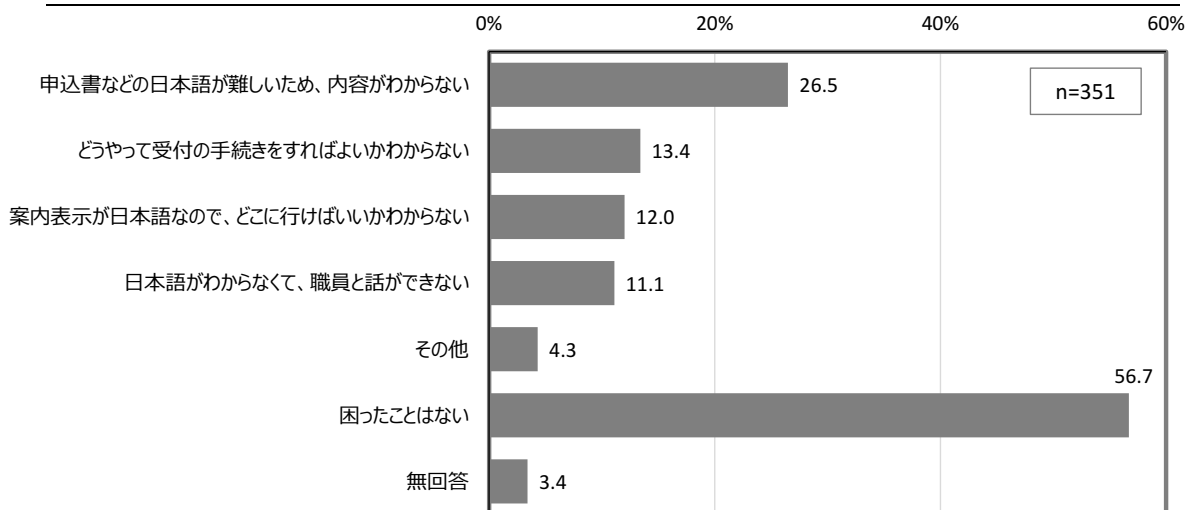
普段の生活で困っていることや不安なことでは、「日本語・ことば」が 28.8% で最も高く、次いで「老後のこと」が 26.8%、「税金や保険」が 22.2%、「給与・収入」が 18.2%、「病気やけが」、「日本人の偏見・差別」が 15.4%となっている。言葉の壁を乗り越えるためのコミュニケーション支援や、さまざまな「行政サービス」や「地域コミュニティ」に日本人市民と同様にアクセスするための生活支援が必要なことがうかがえる。

問 あなたはどのくらい日本語ができますか。（A～Dそれぞれ単数回答）



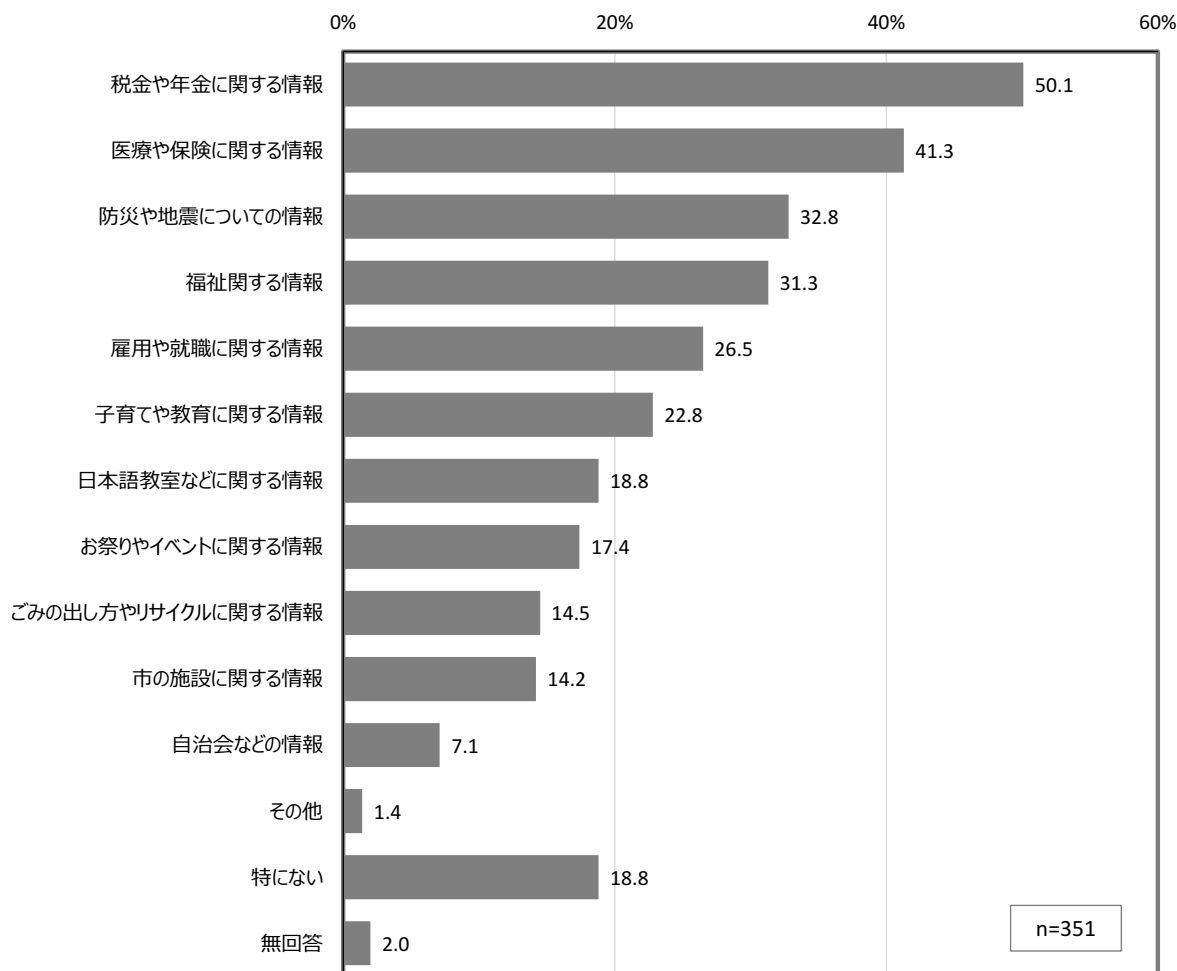
日本語のスキルについて、「よくできる」と「まあまあできる」を合わせた《できる》は、「日本語が話せる」が 74.0%、「日本語が聞き取れている」が 76.4%、「日本語が読める」が 52.4%、「日本語が書ける」が 42.1%となっている。

問 あなたは、市役所や市民センターの窓口で困ったことや心配なことはありますか。（複数回答）



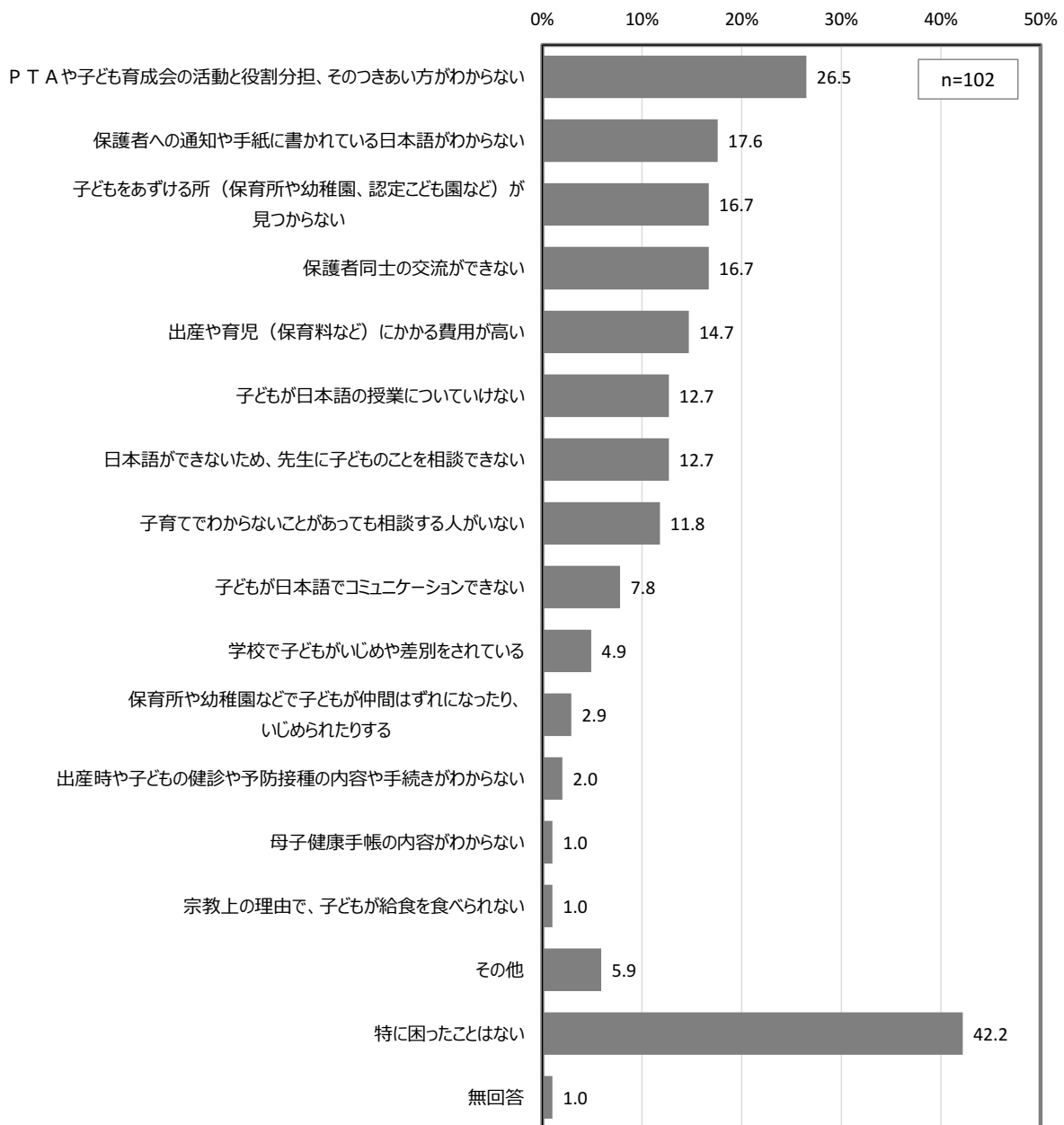
具体的な困りごととしては、「申込書などの日本語が難しいため、内容がわからない」が 26.5%で最も高く、次いで「どうやって受付の手続きをすればよいかわからない」が 13.4%、「案内表示が日本語なので、どこに行けばいいかわからない」が 12.0%、「日本語がわからなくて、職員と話ができない」が 11.1%となっている。

問 あなたは、川越市のどのような情報を必要としていますか。（複数回答）



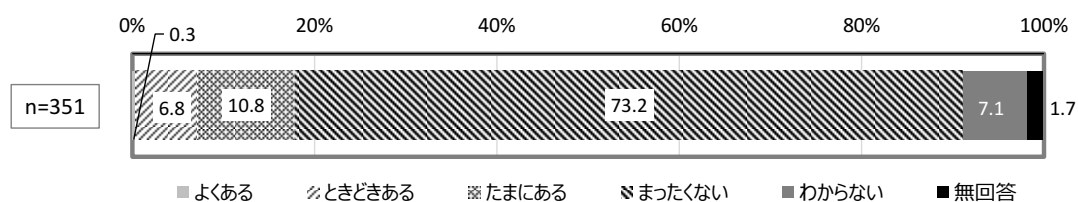
必要とする川越市の情報では、「税金や年金に関する情報」が 50.1%で最も高く、次いで「医療や保険に関する情報」が 41.3%、「防災や地震についての情報」が 32.8%、「福祉に関する情報」が 31.3%、「雇用や就職に関する情報」が 26.5%となっている。多様な行政サービスに関する情報提供へのニーズがあることがうかがえる。

【「一緒に暮らしている 15 歳以下の自分のお子さんがいる」方に】
 問 子育てや学校で困っている（いた）ことはありますか。（複数回答）



具体的な困りごととしては、「PTA や子ども育成会の活動と役割分担、そのつきあい方がわからない」が 26.5% で最も高く、次いで「保護者への通知や手紙に書かれている日本語がわからない」が 17.6%、「子どもをあずける所（保育所や幼稚園、認定こども園など）が見つからない」が 16.7%、「保護者同士の交流ができない」が 16.7%、「出産や育児（保育料など）にかかる費用が高い」が 14.7% となっている。日本の子育ての仕組みを知ってもらう取組が求められているのがわかる。

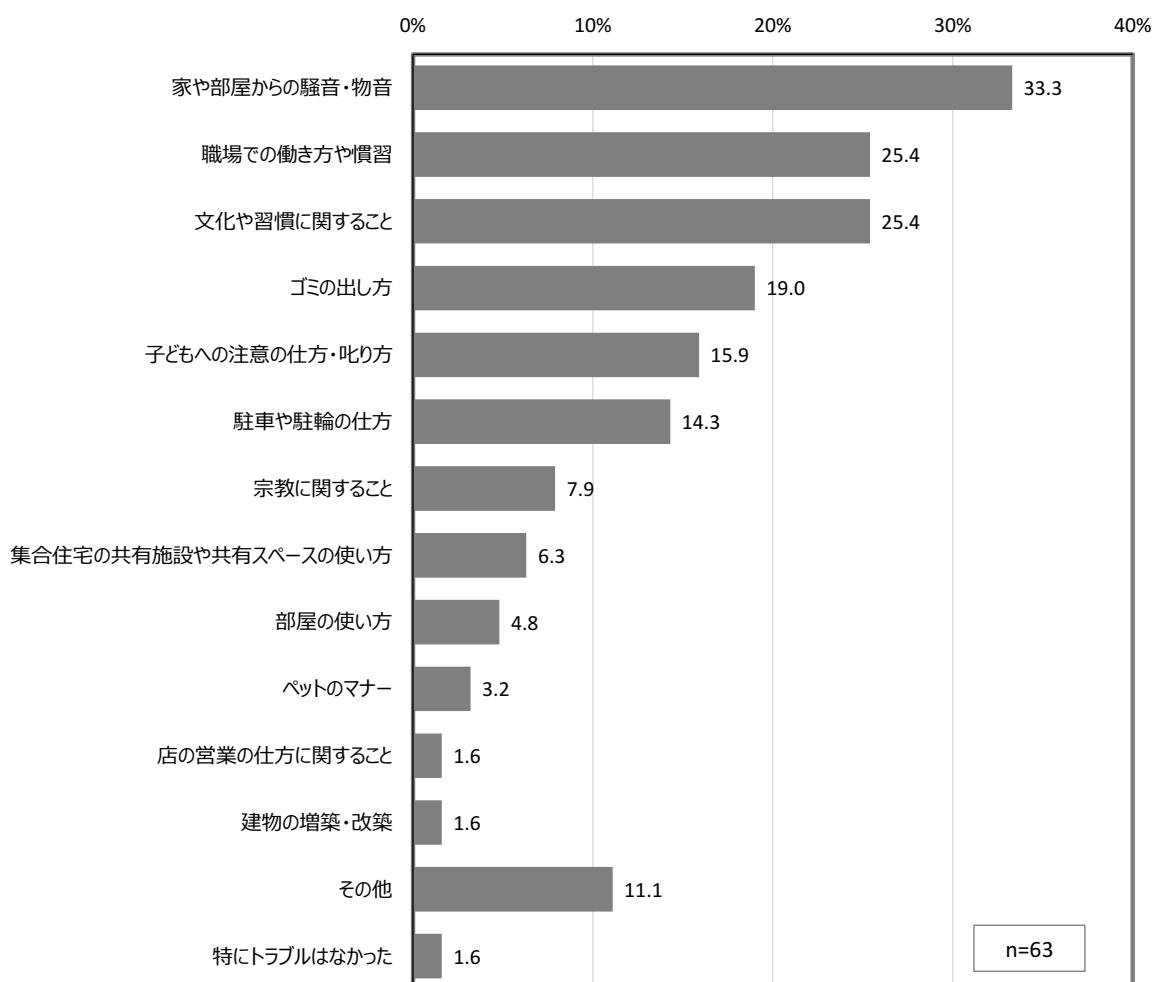
問 生活ルール・マナーの違いから、日本人市民とトラブルや言い争いになることがありますか。（単数回答）



日本人市民とのトラブル等の経験では、「よくある」(0.3%)、「ときどきある」(6.8%)、「たまにある」(10.8%)を合わせた《ある》は、17.9%となっている。一方、「まったくない」は73.2%となっている。

【「よくある」「ときどきある」「たまにある」とお答えの方に】

問 日本人市民とのトラブルや言い争いはどのような場面や分野で起こりましたか。（複数回答）

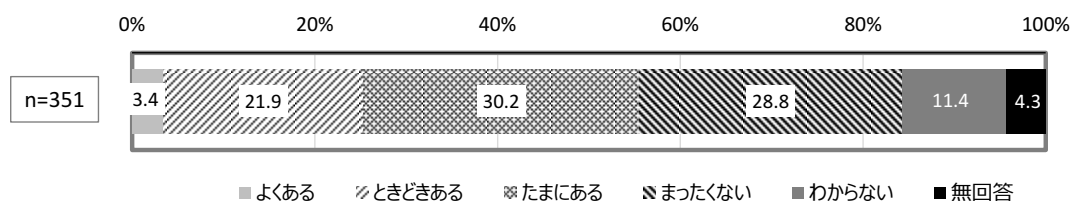


トラブル等の原因となった内容では、「家や部屋からの騒音・物音」が 33.3%で最も高く、次いで「職場での働き方や慣習」、「文化や習慣に関すること」が 25.4%、「ゴミの出し方」が 19.0%、「子どもへの注意の仕方・叱り方」が 15.9%となっている。

また、その他が 11.1%と高くなっている。記述内容を見ると、「蛇口やパイプからの水漏れ」、「柔軟剤などのにおいの問題を取り合ってくれない」、「歩きタバコやポイ捨てを注意するとかえって怒られる」、「管理組合の駐車場の問題」、「日常のコミュニケーション」、「仕事場や公の場や近所での人種差別」、「子どもの校則に関して」、「地域への寄付の強制」、「家の前の道路の雪かき」がある。

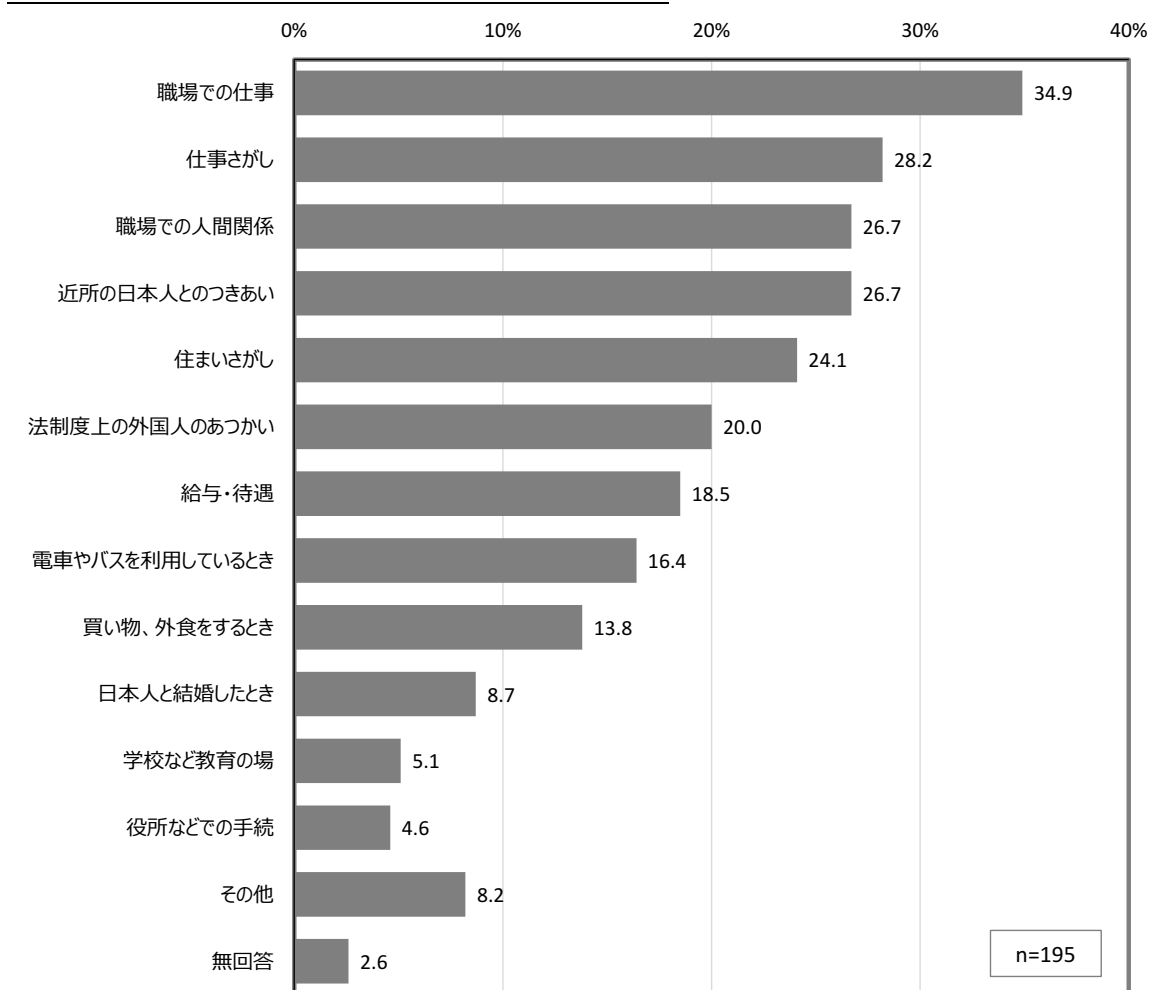
生活スタイルや文化の違いがトラブルを生んでいると考えられる。

問 あなたは、日常生活で差別や偏見を感じたことはありますか。（単数回答）



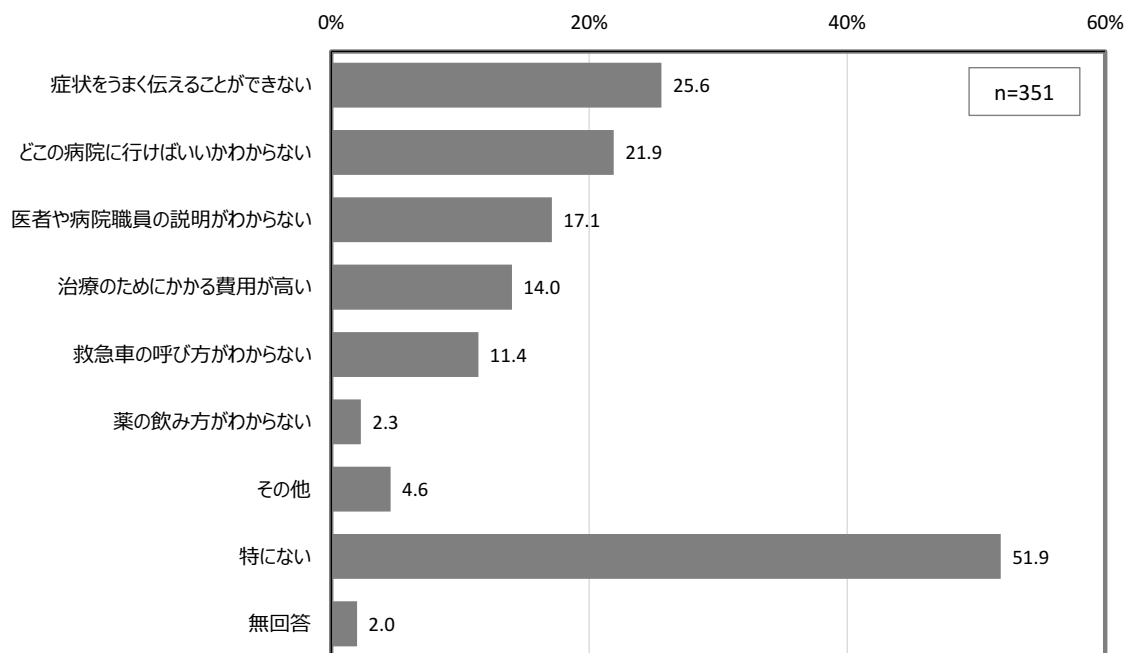
差別や偏見を感じたことでは、「よくある」(3.4%)、「ときどきある」(21.9%)、「たまにある」(30.2%)を合わせた《ある》は 55.5%となっている。一方、「まったくない」は 28.8%となっている。

【「よくある」「ときどきある」、「たまにある」とお答えの方に】
問 それはどのようなときでしたか。（複数回答）



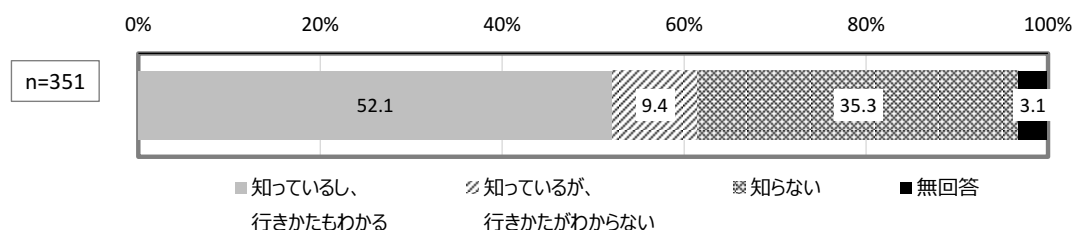
差別や偏見を感じたときでは、「職場での仕事」が 34.9%で最も高く、次いで「仕事さがし」が 28.2%、「職場での人間関係」、「近所の日本人とのつきあい」が 26.7%、「住まいさがし」が 24.1%となっている。

問 あなたやあなたの家族が病気になったとき、困ったことはありますか。（複数回答）



自分や家族が病気になった時に困ったことでは、「特にない」が 51.9%で最も高いが、具体的な困りごととしては、「症状をうまく伝えることができない」が 25.6%で最も高く、次いで「どこの病院に行けばいいかわからない」が 21.9%、「医者や病院職員の説明がわからない」が 17.1%、「治療のためにかかる費用が高い」が 14.0%、「救急車の呼び方がわからない」が 11.4%となっている。

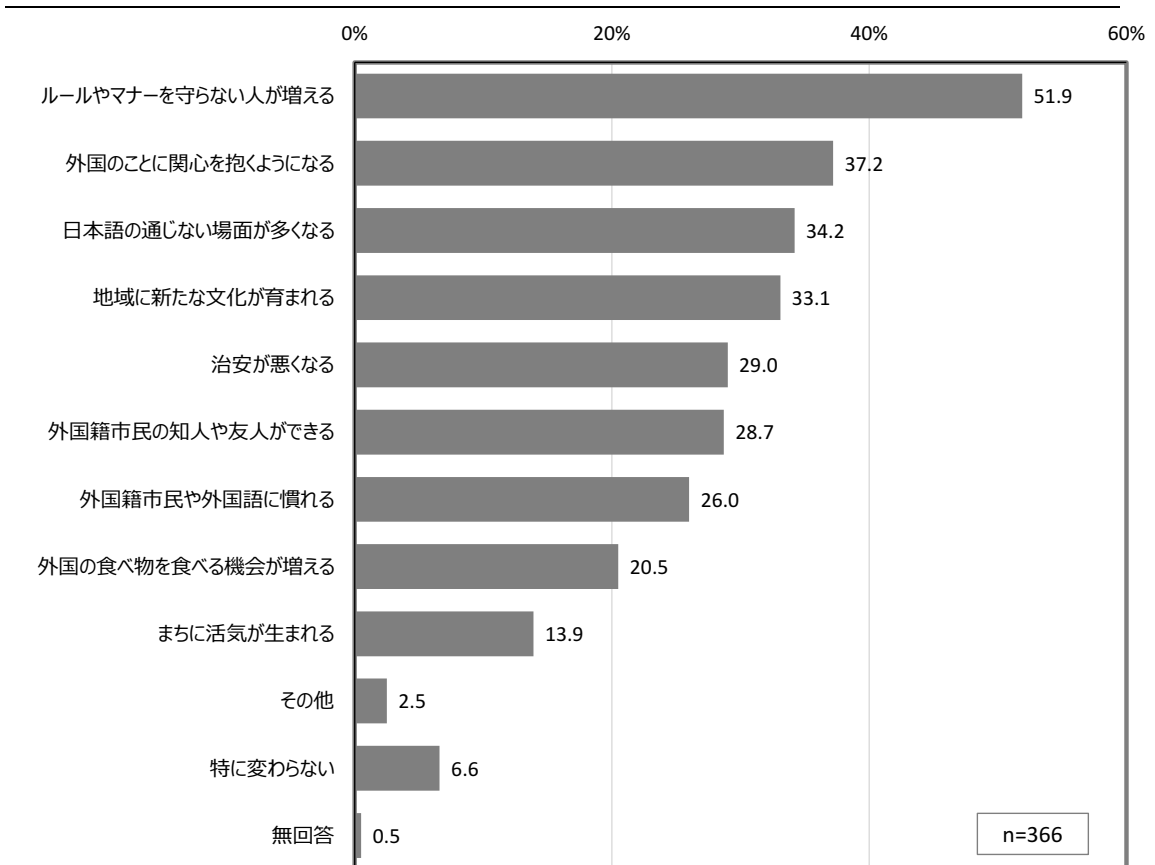
問 地震や水害にあったときに、避難する場所を知っていますか。（単数回答）



災害時の避難場所の認知では、「知っているし、行きかたもわかる」(52.1%)と「知っているが、行きかたがわからない」(9.4%)を合わせた《避難場所を知っている》は 61.5%となっている。一方、「知らない」は 35.3%となっている。

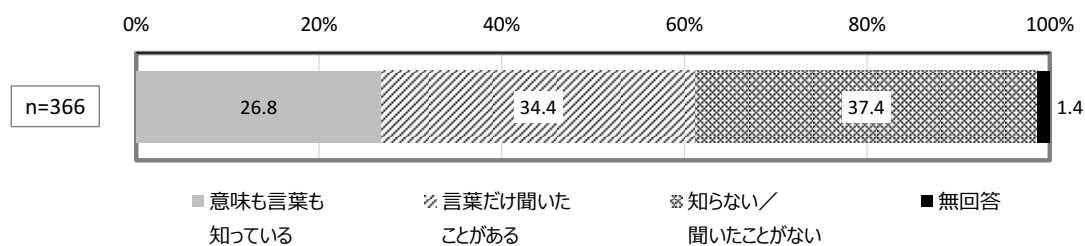
③主な市民意識調査結果（日本人市民）

問 あなたは、外国籍市民が増えることについて、どのような効果や影響があると思いますか。（あてはまるものすべてに○）



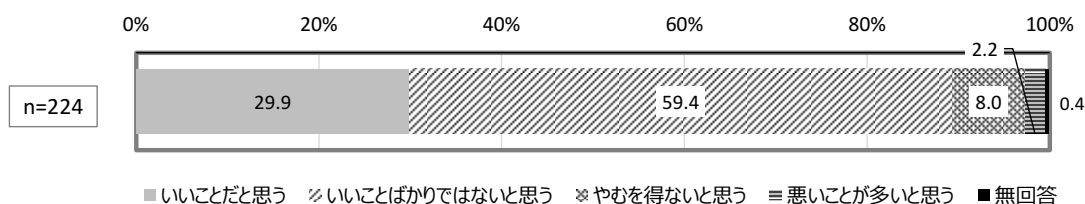
外国籍市民が増えることによる効果や影響では、「ルールやマナーを守らない人が増える」が 51.9%で最も高く、次いで「外国のことに興味を抱くようになる」が 37.2%、「日本語の通じない場面が多くなる」が 34.2%、「地域に新たな文化が育まれる」が 33.1%、「治安が悪くなる」が 29.0%となっている。

問 あなたは「多文化共生」という言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。（単数回答）



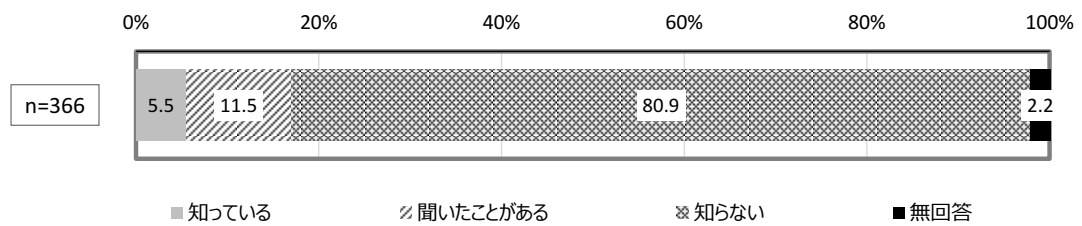
「多文化共生」の理解度では、「意味も言葉も知っている」（26.8%）と「言葉だけ聞いたことがある」（34.4%）を合わせた《認知》は61.2%となっている。一方、「知らない／聞いたことがない」は37.4%となっている。

**【「意味も言葉も知っている」「言葉だけ聞いたことがある」とお答えの方に】
問 川越市は「多文化共生社会」を目指していますが、「多文化共生社会」から浮かぶイメージを教えてください。（単数回答）**



「多文化共生社会」のイメージでは、「いいことばかりではないと思う」が59.4%で最も高く、次いで「いいことだと思う」が29.9%、「やむを得ないと思う」が8.0%、「悪いことが多いと思う」が2.2%となっている。

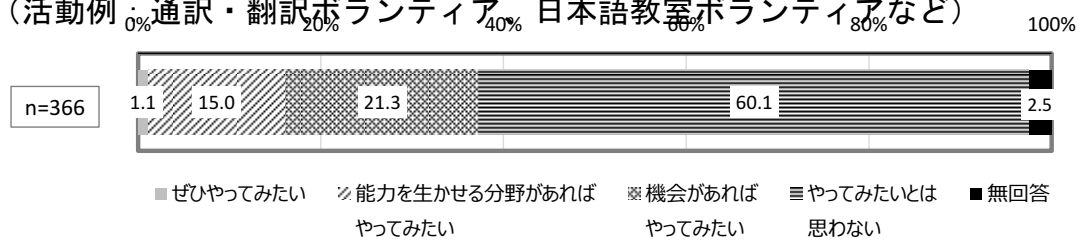
問 あなたは、外国籍市民向けに、ボランティアによる日本語教室が川越市国際交流センターで無料開催されていることを知っていますか。（単数回答）



外国籍市民向けの無料開催の日本語教室の認知では、「知っている」(5.5%)と「聞いたことがある」(11.5%)を合わせた《認知》は17.0%となっている。一方、「知らない」は80.9%となっている。

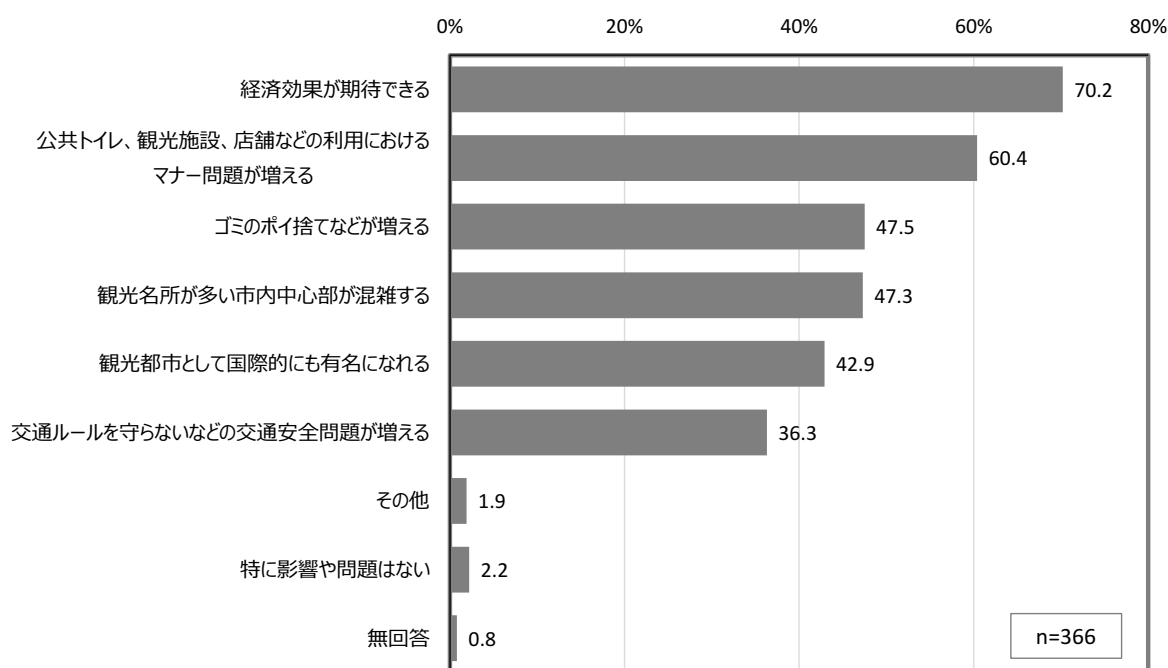
問 あなたは、外国籍市民向けのボランティアをしてみたいと思いますか。（単数回答）

（活動例：通訳・翻訳ボランティア、日本語教室ボランティアなど）



外国籍市民向けボランティアへの参加意向では、「ぜひやってみたい」(1.1%)、「能力を生かせる分野があればやってみたい」(15.0%)、「機会があればやってみたい」(21.3%)を合わせた《意向あり》は37.4%となっている。一方、「やってみたいとは思わない」は60.1%である。

**問 川越市を訪れる外国人観光客が増えていることについて、受入れ側の市民からみて
どんな影響や問題があると思いますか。（複数回答）**



市民目線で見ただ外国人観光客が増えることでの影響や問題では、「経済効果が期待できる」が70.2%で最も高く、次いで「公共トイレ、観光施設、店舗などの利用におけるマナー問題が増える」が60.4%、「ゴミのポイ捨てなどが増える」が47.5%、「観光名所が多い市内中心部が混雑する」が47.3%、「観光都市として国際的にも有名になれる」が42.9%となっている。

第2章 これまでの取組

本市では、平成 11（1999）年 3 月に策定した「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」、平成 18（2006）年 3 月策定の「第二次川越市国際化基本計画」、平成 23（2011）年 3 月策定の「第三次川越市国際化基本計画」、平成 28（2016）年 3 月策定の「第四次川越市国際化基本計画」に基づいて、市民および国際交流や多文化共生に関する市民団体等と協働し、地域の多文化共生や国際化施策を展開しています。

第四次川越市国際化基本計画の基本目標

基本目標 1	外国籍市民への支援の充実
基本目標 2	国際感覚に優れた市民の育成
基本目標 3	外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
基本目標 4	姉妹・友好都市交流の充実

1. 前計画について

「第四次川越市国際化基本計画」では、上記目標を達成するため、4 つの柱、13 の施策類型に分類し、50 の事業を展開してきました。計画期間の最終年はコロナ禍等を踏まえて 1 年延期し、計画終期は令和 3 年度末となっています。

2. これまでの取組や成果

前計画における施策の柱ごとの、これまでの取組や成果の一例は以下のとおりです。

(1)外国籍市民への支援の充実

ア 日本語教室の開催

【事業内容】

日常生活で直面する「言葉の壁」に対する支援として、国際交流センターにおいて、日本語ボランティアによる日本語教室「クラッセで日本語」の実施及びNPO法人やボランティア団体との共催による日本語教室の開催。

【事業実績】

国際交流センターで実施された日本語教室

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
開催回数	407	406	399	351	70	326.6
延べ利用者数	4,711	3,767	4,008	3,612	232	3,266

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、日本語教室「クラッセで日本語」は年間を通じて休止となった。

イ 外国籍市民相談の開催

【事業内容】

外国籍市民の家庭生活や社会生活などにおける相談に応じ、適切な指導や助言を行う。外国語（中国語・ベトナム語）による生活相談、法律相談、在留資格相談を実施。

【事業実績】

国際交流センターで実施された外国籍市民相談

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
相談件数	61	74	55	52	16	51.6

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催を一部取りやめた。

(2)国際感覚に優れた市民の育成

日本語ボランティアの育成

【事業内容】

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを育成するため、日本語ボランティア講座を実施。また、既に活動している日本語ボランティア向けにスキルアップのための研修を実施。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
延べ出席者数	1,117	1,113	783	529	127	733.8

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催回数や参加者数を縮小のうえ、実施した。

(3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民会議の開催

【事業内容】

外国籍市民を委員とした市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に取り入れるよう努める。

【主な提言内容】

- ・外国籍の子どもたちに向けた教育支援（令和2年度）
- ・東京2020オリンピックでの熱中症対策（令和元年度）
- ・川越の医療について（平成30年度）

上記の提言を受け、「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド（第2版）」の発行や、東京2020オリンピックのゴルフ競技開催に向けた多言語版熱中症対策うちわの作成などの成果につなげることができた。

(4)姉妹・友好都市交流の充実

中学生交流団などの相互派遣事業の実施

【事業内容】

本市の未来を担う中学生の国際理解を深めるため、海外姉妹都市へ中学生交流団を派遣。また、海外姉妹都市からの青少年交流団の受入れ時にホームステイや学校訪問を通じて、多くの市民が関わるができる交流事業の実施。

【事業実績】

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	平均
派遣者数	(※1) 0	25	25	25	(※1) 0	15
受入れ時の 交流者数	(※2) —	65	(※2) —	105	(※2) —	85

※1 平成28年度は欧州でのテロ頻発、令和2年度はコロナ禍により派遣を見送った。

※2 受入れ交流は、隔年で実施するため、平成28年度、平成30年度、令和2年度は該当なし。

3. 前計画の総括と課題、今後の方向性

(1)前計画（第四次川越市国際化基本計画）の総括

本市では、「すべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくり」の理念を掲げ、多文化共生社会の実現を推進していくことを目的に平成 28（2016）年 3 月に策定した「第四次川越市国際化基本計画」に基づく諸事業を推進することにより、理念の実現に向け一定の成果を上げてきました。

その後、平成 31（2019）年 4 月に新たな在留資格（特定技能）が創設され、国が外国人材受入れの門戸を広げる方針を決定したことから、今後ますます生産年齢人口を中心とした在留外国人の増加が見込まれます。本市においても国の新しい方針の影響を受けて、若い在留外国人の流入が増える見込みであることから、子育てや教育分野などを中心に、外国籍市民に向けた様々な対応がますます必要になるものと予想されます。

このような社会状況の変化を踏まえて、外国籍市民も暮らしやすい多文化共生社会の実現をさらに推進するため、前計画を見直しつつ、継続的に実施していくだけでなく、国が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」を対応して計画の体系を一新し、新たな施策を追加的に講じていく必要があります。

(2)前計画（第四次川越市国際化基本計画）における課題

「第五次川越市国際化基本計画」の策定にあたり、川越市国際化基本計画審議会や川越市国際化基本計画検討委員会において前計画の推進状況について検討を行い、以下のとおり課題を抽出しました。

①外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

これまでは、主に多文化共生の拠点施設である川越市国際交流センターでの日本語教室の充実に努めてきましたが、外国籍市民が広く市内に居住している実情を踏まえて、今後は身近に日本語を学ぶ機会が乏しい地区に展開し、幅広く日本語教室を開催していくことが求められています。

また、学習内容も外国籍市民のニーズの移り変わりに対応する必要性が生じています。今後は市内の各地区において、学習者のニーズに合った日本語の学習機会を提供できるような取組（日本語教室の多拠点化など）を推進することが必要とされています。

②通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度を運用していますが、利用日時の調整やマッチングに時間を要することから、利用件数は伸び悩んでいます。行政窓口を利用する外国籍市民が増加していることから、時間と距離の制約を克服可能な ICT の活用などによる同制度の利便性の向上が課題となっています。

③留学生の支援

本市内には 4 つの大学が立地し、それらのキャンパスに通う留学生も数多く在住しています。前計画でも留学生の支援を掲げ、留学生も参加するインターンシップ制度の検討や、市内就労支援の検討を行いました。市内企業と留学生とのマッチングの難しさなどの理由により、実現に至りませんでした。新たな取組の実施が課題となっています。

④日本語ボランティアの育成

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを養成してきましたが、令和元年度に実施した川越市国際化に関する市民意識調査の結果によれば、外国籍市民向けに日本語ボランティアによる日本語教室が国際交流センターで開催されていることを知らない日本人市民の割合が約 8 割に上るなど、まだ日本語ボランティア活動に関する周知が徹底していないことなどにより、新たな人材の確保も順調とは言えない状況にあります。今後ますます高まる日本語学習ニーズにどう応えるのが課題となっています。

⑤学校での外国籍児童生徒等への支援

外国籍市民が増加するにつれ、市内の小中学校では、日本語が不得意なために学校生活への適応が難しい児童生徒の数が増えています。語学指導補助員の派遣を行っているものの派遣回数が十分でない現状があり、今後どのように外国籍の児童生徒をサポートしていくのが課題となっています。

(3)今後の方向性

前計画における課題や、多文化共生を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後の方向性を以下のとおり定め、多文化共生社会の実現に資するさまざまな取組を実施していきます。

①外国籍市民が日本語を学習する機会の充実

市内の各地区において、ボランティアによる自主的な日本語教室の立ち上げを支援するほか、新たにオンラインによる学習機会の環境を整えます。

また、ICTを活用した外国籍児童生徒への学習支援の検討を行います。

②通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

通訳・翻訳ボランティア登録制度の見直しを行い、効果的な運用が出来るよう改善に努めるとともに、ICTの活用について検討します。

③留学生の支援

市内に4つの大学が立地するという特徴を生かし、高度な知識、技能を有する外国人材の市内企業への就労につなげる取組について、市内大学や川越商工会議所などと連携しながら検討します。

④日本語ボランティアの育成

外国籍市民向けに開催している日本語教室について周知を図るとともに、日本語を教えるボランティアの育成に努め、オンラインによる学習をはじめとする、ボランティアが活躍できる機会の提供に努めます。

⑤学校での外国籍児童生徒等への支援

学校における外国籍児童生徒の実態把握に努め、外国籍児童生徒のレベルにあった適切な学習指導を行い、日本人児童生徒と一緒に学校生活を送れるような支援について検討します。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本市は、「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住みたいまち川越」を将来都市像として掲げた「第四次川越市総合計画」において「教育・文化・スポーツ分野」の基本目標を「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」とし、その実現のため、多文化共生と国際交流・協力の分野の方向性を、「国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます」としています。

「第五次川越市国際化基本計画」では、前計画で掲げた基本理念⁴を踏襲した上で、国が令和2（2020）年に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」に準拠した計画の体系へと改めるとともに、新たに加えられた取組「地域活性化の推進やグローバル化への対応」における外国人材の活用という視点も加味し、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

すべての市民がかがやく多文化共生のまちづくり

2. 基本目標

本計画では、上位計画である「第四次川越市総合計画」との整合性を図るため、以下4つの基本目標を柱として設定し、施策を展開していくこととします。

(1)外国籍市民への支援の充実

言葉による意思疎通が十分にできないことや、お互いの文化や生活習慣に対して理解が進まないことが、外国籍市民と日本人市民との間で同じ地域住民としてのつながりを困難にし、外国籍市民が孤立する要因となっています。

言葉の壁を乗り越えるためのコミュニケーション支援や日本人市民同様、さまざまな「行政サービス」「地域コミュニティ」にアクセスするための生活支援を行っていくことで、地域社会での外国籍市民の孤立を防ぐよう努めます。

⁴ 第四次川越市国際化基本計画の基本理念「すべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくり」

(2)多文化共生意識を持った市民の育成

日本人市民と外国籍市民が共生していくためには、総務省が令和 2（2020）年 9 月に改訂した「地域における多文化共生推進プラン」や、国連が掲げている持続可能な開発目標（SDGs）の理念に則り、お互いの人権、文化、生活習慣を理解し、尊重するという多文化共生意識を向上させ、言語や文化等が異なる市民同士の近所付き合いや地域活動等への参加を促していく必要があります。

市内の大学等と連携を図り、各種講座や研修会などを通じて多文化共生について理解を深め、異文化とのコミュニケーションに長けた市民の育成に努めつつ、外国籍市民を地域活動の担い手として育てていくよう取り組みます。

(3)外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

外国籍市民にも暮らしやすいまちにしていくためには、外国籍市民と日本人市民が「顔の見える関係」を築いていくことが重要です。外国籍市民が地域活動の担い手として活躍できる場をつくり、地域社会に参画するような支援体制を構築していくことが求められています。

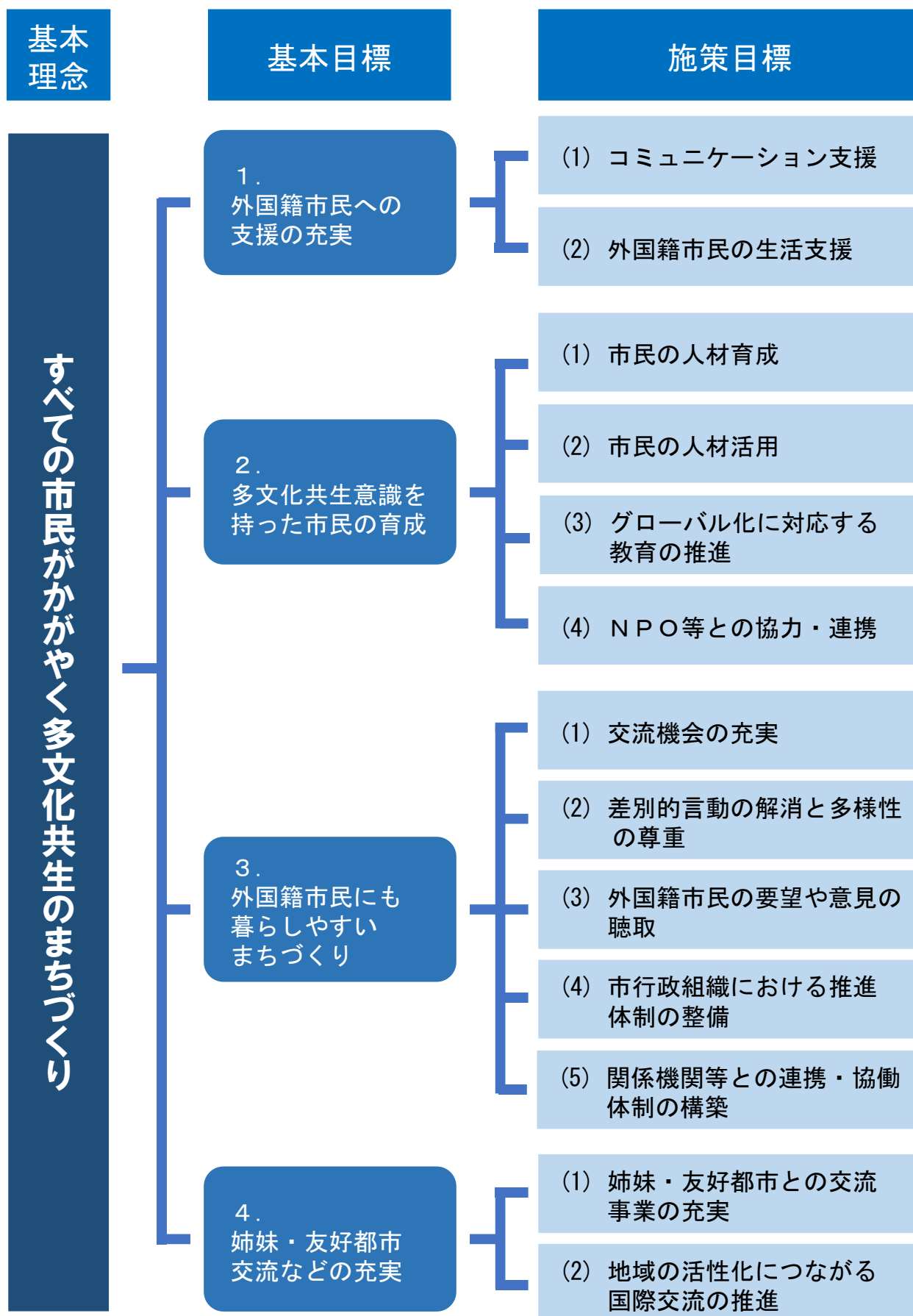
多文化共生・国際交流の推進拠点である「川越市国際交流センター」などを活用し、交流機会の充実や外国籍市民の社会参画支援を推進するとともに、市行政組織における多文化共生施策推進体制の構築や、川越市姉妹都市交流委員会の機能強化や活動内容の見直しを検討します。また、専門性を備え、きめ細やかな支援を行う国際交流協会等の外郭団体の設立または業務委託などについて調査を行います。

(4)姉妹・友好都市交流などの充実

本市は海外 3 都市、国内 3 都市とそれぞれ姉妹・友好都市として提携し、友好親善や相互理解などを目的に、文化、産業、スポーツ、教育など幅広い分野での交流を行ってきました。グローバル化の進展や世界的な経済情勢の変化などから国際交流のあり方も多様になってきており、時代のニーズに合った交流を行っていく必要があります。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるタイ王国のホストタウン登録を機とした文化交流事業の推進や、観光都市川越の地域資源を活用した海外観光客誘致、地域産業の国際化を支援していくことについても検討を行います。

第4章 計画の体系



第5章 施策の内容

第五次川越市国際化基本計画では、4つの基本目標、13の施策と55の事業から構成されています。

4つの基本目標は第四次計画とほぼ同じ内容としていますが、施策目標及び事業については体系を見直し、国が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」との整合を図った施策の体系と内容へと改めています。

新規に実施する事業は23事業となっており、多文化共生社会の実現を強く意識した事業内容となっています。

基本目標1. 外国籍市民への支援の充実

(1)コミュニケーション支援

外国籍市民が日常生活で直面する「言葉の壁」に対する支援を行うため、以下のコミュニケーション支援を行います。

新たな取組として、日本語を学ぶ機会の拡大、ICTを活用した学習支援、日本語に堪能な外国籍市民の活用、NPO等との連携による多言語情報の発信などの事業を実施することにより、外国籍市民にとって大きな問題であるコミュニケーションに関する問題の解消に努めます。

事業No.	1	事業名	日本語教室の開催
事業内容	・国際交流センターや南公民館、大東南公民館、高階公民館などで日本語教室を開催する。		
所管課	国際文化交流課、南公民館、大東南公民館、高階公民館		

事業No.	2	事業名	新たな日本語教室の整備【新規】
事業内容	・オンライン型の日本語教室の開催や、国際交流センター以外の拠点で新たな日本語教室を立ち上げる。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	3	事業名	外国籍児童生徒等への学習支援
事業内容	・ボランティア団体と連携した学習支援教室を国際交流センターなどで開催し、外国籍児童生徒などへの学習支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	4	事業名	学校における外国籍児童生徒への支援
事業内容	・日本語指導が必要な外国籍児童生徒などに対して、語学指導補助員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。		
所管課	学校管理課		

事業No.	5	事業名	ICT を活用した外国籍児童生徒への学習支援【新規】
事業内容	・ICT を活用した外国籍児童生徒への学習支援を含めた、ICT による教育を行う教員の養成に係る取組を推進する。		
所管課	教育指導課		

事業No.	6	事業名	広報川越、市 HP、市 SNS の多言語化・やさしい日本語化の推進
事業内容	・市公式ホームページにおいて、自動翻訳機能サービスの提供を行う。 ・川越のイベント情報や観光スポットに関する観光情報を発信する。 ・外国籍市民に向けて、市政情報を定期的に発信する。		
所管課	広報室、観光課、国際文化交流課		

事業No.	7	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用
事業内容	・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	8	事業名	外国籍市民にもわかりやすいサインの表示（多言語化・ピクトグラム〔絵文字〕化）
事業内容	・観光スポットまでの適切な案内を行うため、わかりやすい多言語表記やピクトグラムを活用した観光サイン類を整備する。 ・国際交流センターの案内を多言語化し、外国籍市民の利便性向上に努める。		
所管課	観光課、国際文化交流課		

事業No.	9	事業名	公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化
事業内容	・家庭ごみの分け方、出し方パンフレットを多言語化し、情報提供する。 ・図書館利用案内を多言語化し、情報提供する。 ・散策マップや観光施設の多言語パンフレットを作成し、情報提供する。 ・公共パンフレットの多言語化・やさしい日本語化について、庁内各部署の推進状況を把握し、定期的にその推進を働きかける。		
所管課	資源循環推進課、中央図書館、観光課、国際文化交流課		

事業No.	10	事業名	外国籍市民等を相談員等とする取組の推進【新規】
事業内容	・地元の外国籍市民を相談員等にするこで、よりきめ細やかな支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	11	事業名	NPO 等との連携による多言語情報の提供【新規】
事業内容	・関係する NPO 等の民間団体とも連携して、民間における多言語・やさしい日本語の普及を促す取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

(2)外国籍市民の生活支援

定住する外国籍市民の行政に対するニーズに応えるため、以下の事業を行い、子育てや保健・医療・福祉などの分野で個別具体的な生活を支援します。

新たな取組として、ICT 活用による市窓口案内、外国籍児童生徒の就学状況の把握、高校進学に向けた進路指導、医療分野における多言語化・やさしい日本語化によるアクセス性の向上、外国籍市民向け生活情報や行政情報の発信強化などの事業を行います。

事業No.	12	事業名	外国籍市民相談の開催
事業内容	・外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な指導や助言を行い、生活を支援する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	13	事業名	ICT を活用した窓口案内等における多言語化の推進【新規】
事業内容	・ ICT を活用し、外国籍市民の窓口案内機能を強化する。		
所管課	広聴課		

事業No.	14	事業名	就学状況の把握【新規】
事業内容	・ 市内の外国籍児童生徒の実態把握を行い、教育支援のあり方を検討できる基礎データを収集する取組を推進する。		
所管課	学校管理課		

事業No.	15	事業名	就学に関する多言語による情報提供・就学案内
事業内容	・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」の改訂を行うほか、教育に係る情報提供の多言語化・やさしい日本語化を行う取組を検討する。 ・「外国籍の子どもたちのための教育相談ガイド」の改訂を行う。		
所管課	学校管理課、国際文化交流課		

事業No.	16	事業名	学校における外国籍児童生徒への支援（再掲）
事業内容	・ 日本語指導が必要な外国籍児童生徒などに対して、語学指導補助員を派遣し、学校生活や学習の支援を行う。		
所管課	学校管理課		

事業No.	17	事業名	高校進学に向けた進路指導の充実【新規】
事業内容	・ 埼玉県が実施している高校進学ガイダンス等への協力を行う。 ・ 高校進学に向けた進路指導について、外国籍生徒の実態に応じたきめ細やかな支援を行う。		
所管課	国際文化交流課、教育指導課		

事業No.	18	事業名	留学生を始めとする外国籍市民の就業支援
事業内容	・ 商工会議所やハローワーク等と連携し、地元企業への就業を支援する取組を検討する。		
所管課	産業振興課、雇用支援課		

事業No.	19	事業名	外国籍市民向け防災対策の推進
事業内容	・庁内関係課と連携し、さまざまな外国籍市民向けの防災対策を行う。		
所管課	防災危機管理室、国際文化交流課		

事業No.	20	事業名	外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供【新規】
事業内容	・市内医療機関の外国籍市民への対応状況を調べ、多言語による情報提供事業について検討する。		
所管課	保健医療推進課		

事業No.	21	事業名	健康診断や健康相談における外国籍市民への対応【新規】
事業内容	・各種予防事業や健診事業に係る多言語化・やさしい日本語化の取組を推進する。		
所管課	健康管理課、健康づくり支援課、国民健康保険課、保健予防課		

事業No.	22	事業名	医療機関における多言語・やさしい日本語の普及促進【新規】
事業内容	・医療機関における多言語化・やさしい日本語化を促進する取組を検討する。		
所管課	保健総務課		

事業No.	23	事業名	生活オリエンテーション等の実施【新規】
事業内容	・日本語教室等を通じて、生活情報や行政情報の発信を行う。 ・本市転入時に外国籍市民に向けて、生活リーフレット等の配布を行う。		
所管課	国際文化交流課、市民課		

事業No.	24	事業名	自治会・町内会等への外国籍市民の加入促進
事業内容	・外国籍市民向け自治会加入促進パンフレットを多言語で作成し、配布を希望する自治会に提供する。		
所管課	地域づくり推進課		

事業No.	25	事業名	外国籍市民に対する居住支援【新規】
事業内容	・賃貸住宅に関する慣例や仕組み等に関する情報を、外国籍市民へ多言語ややさしい日本語で提供する取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

基本目標 2. 多文化共生意識を持った市民の育成

(1)市民の人材育成

外国籍市民との共生に資する人材を育てるため、以下の事業を実施します。

新たな取組として、外国籍市民が日本の社会や文化を学ぶ講座の開催、やさしい日本語を活用できる人材の育成、防災訓練への参加を通じた外国籍市民の啓発事業を行います。

事業No.	26	事業名	日本語ボランティアの育成
事業内容	・日本語ボランティアを養成する講座を開催し、外国籍市民に日本語を指導する人材を育成する。 ・外国籍市民に日本語を教える技術の向上を目的とした研修会を開催する。		
所管課	国際文化交流課、大東南公民館		

事業No.	27	事業名	国際理解講座、多文化共生理解講座の開催
事業内容	・市民の国際感覚や多文化共生意識を涵養するため、語学やさまざまな国の文化や歴史を学ぶ講座を開催する。 ・外国籍市民を対象とした日本の社会や文化を理解する講座を開催する。 ・市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学などの講座を開講する。		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

事業No.	28	事業名	国際化や多文化共生に対応した職員の育成
事業内容	・外国籍市民に対する接遇や、やさしい日本語の使い方など多文化共生社会に対応できる職員を育成する。		
所管課	国際文化交流課、職員課		

事業No.	29	事業名	外国籍市民の防災への参画を促す取組の推進【新規】
事業内容	・防災訓練等へ外国籍市民や多文化共生キーパーソン等の参画を促進する取組を行う。		
所管課	防災危機管理室		

(2)市民の人材活用

多文化共生を進めるためにも、以下の事業を推進することにより、日本人市民の人材を活用するとともに、外国籍市民の人材活用も進めます。

新たな取組として、通訳・翻訳ボランティア制度を外国籍市民にも広く周知し、日本人市民だけではなく、日本語が堪能な外国籍市民の活用にも努めます。

事業No.	30	事業名	日本語ボランティアの活用
事業内容	・国際交流センターなどで日本語を教える日本語ボランティアと協働し、日本語ボランティアの活用を通じた外国籍市民の支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	31	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用（再掲）
事業内容	・市の事業に係る通訳や翻訳を行う無償ボランティア制度を運営し、コミュニケーション支援を行う。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	32	事業名	外国籍市民国際人材ネット（K-net）の充実
事業内容	・地域の国際化や多文化共生の理解を助ける外国籍市民の登録制度（K-net）の周知を図り、人材の確保に努める。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	33	事業名	通訳・翻訳ボランティア登録制度への外国籍市民の登録促進【新規】
事業内容	・通訳・翻訳ボランティア登録制度を周知し、日本語も堪能な外国籍市民の登録を促し、その活用を図る。		
所管課	国際文化交流課		

(3)グローバル化に対応する教育の推進

本市の未来を担う児童生徒に対し、国際社会や多文化共生社会に適応するための力を身に付けさせるために、学校の教育活動全体を通して計画的な国際理解教育を推進します。また、外国語によるコミュニケーション能力を育成するため、以下の事業を行います。

事業No.	34	事業名	英語指導助手の配置事業の充実
事業内容	・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小・中・市立川越高等学校及び特別支援学校に配置している英語指導助手の資質向上や活用方法の充実を図る。		
所管課	教育センター		

事業No.	35	事業名	小学校・中学校英語教育の充実
事業内容	・外国語活動・外国語科における授業等の充実・改善を図るため、教材・指導資料等を作成し活用する。また、研修、授業公開、合同研修等を実施し、教職員の外国語の指導力向上を図る。		
所管課	教育センター		

事業No.	36	事業名	国際理解教育の推進【新規】
事業内容	・国際理解教育に係る全体計画・年間指導計画を小・中学校に作成させ、学校の教育活動全体を通した国際理解教育の充実を図る。		
所管課	教育指導課		

(4)NPO 等との協力・連携

NPO をはじめとする市民団体や、外国籍市民と関係する機関や団体との連携を図るため、以下の事業を行います。

事業No.	37	事業名	国際交流・多文化共生に係る市民団体などへの支援
事業内容	・地域の国際化に貢献する市民団体が行う事業に対する補助を行い、その活動を支援する。 ・市民活動団体が地域の課題解決に向けての取組について、市との協働事業としての実施を促進し、その活動を支援する。		
所管課	国際文化交流課、地域づくり推進課		

事業No.	38	事業名	NPO・日本語学校等と連携し、日本人市民と外国籍市民が交流する場づくり
事業内容	・NPO や日本語学校などとの連携・協働を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

基本目標 3. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

(1)交流機会の充実

孤立しがちな外国籍市民と「顔の見える関係」を築くため、以下の事業を推進します。

事業No.	39	事業名	国際交流センター等における外国籍市民と日本人市民との交流機会の充実
事業内容	・国際交流センターでの各種事業を通じ、日本人市民と外国籍市民とが交流する機会を提供する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	40	事業名	キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援及び連携強化
事業内容	・外国籍市民のコミュニティやキーパーソンなどと連携を強化し、地域社会への参画を促す。		
所管課	国際文化交流課		

(2)差別的言動の解消と多様性の尊重

外国籍市民に対する差別的言動を解消し、共生していくために、以下の事業を推進します。

新たな取組として、外国籍市民を対象とした差別の解消にむけた啓発事業を実施します。

事業No.	41	事業名	不当な差別的言動の解消【新規】
事業内容	・外国籍市民であることを理由とした差別の解消に向け、啓発活動の取組を行う。		
所管課	人権推進課、地域教育支援課		

事業No.	42	事業名	国際理解講座、多文化共生理解講座の開催（再掲）
事業内容	・市民の国際感覚や多文化共生意識を涵養するため、語学やさまざまな国の文化や歴史を学ぶ講座を開催する。 ・市民活動・生涯学習施設における提案事業講座の一部で、語学などの講座を開講する。		
所管課	国際文化交流課、文化芸術振興課		

(3)外国籍市民の要望や意見の聴取

外国籍市民の行政に対する要望や意見を取り入れるために、以下の事業を推進します。

新たな取組として、外国籍市民の意見を吸い上げる環境整備に努めます。

事業No.	43	事業名	外国籍市民会議の開催
事業内容	・外国籍市民の意見を市政に取り入れ、多文化共生社会の実現を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	44	事業名	外国籍市民の意見を吸い上げ反映する仕組みの構築【新規】
事業内容	・外国籍市民が意見や要望を出しやすい環境整備を推進する。		
所管課	広聴課		

(4)市行政組織における推進体制の整備

今後ますます増加が見込まれる外国籍市民に対する行政ニーズに対応するため、本市の多文化共生推進体制のあり方について検討します。

事業No.	45	事業名	多文化共生施策の推進を所管する担当部署の設置検討【新規】
事業内容	・新たな行政ニーズに対応できるようにするため、多文化共生施策を効率的に推進する体制を構築する。		
所管課	行政改革推進課		

(5)関係機関等との連携・協働体制の構築

多文化共生施策を推進するにあたっては、外国人材の受入れの現状把握や専門家の活用などが必要になるため、以下の新規事業を推進します。

事業No.	46	事業名	外国人受入機関等地域の外国籍市民に関わる組織等の把握及び連携強化【新規】
事業内容	・特定技能外国人の受入機関など外国籍市民との関わりが深い組織・団体との連携を構築する取組を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	47	事業名	多文化共生アドバイザー・マネージャー・コーディネーター等の活用【新規】
事業内容	・先進的な多文化共生施策を立案するために、有識者派遣制度の活用を検討する。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	48	事業名	地域の多文化共生施策を専門に担う外郭団体の設立または業務委託の調査【新規】
事業内容	・よりきめ細やかな外国籍市民の生活支援を行うため、専門性を備えた外郭団体の設立または業務委託について調査する。		
所管課	国際文化交流課		

基本目標 4. 姉妹・友好都市交流などの充実

(1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実

姉妹・友好都市との交流や協力関係を深めるため、以下の事業を実施します。

事業No.	49	事業名	川越市姉妹都市交流委員会への支援
事業内容	・海外及び国内 6 市町村との姉妹・友好都市交流事業を実施し、市民同士の相互理解と友好親善を深める。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	50	事業名	中学生交流団などの相互派遣事業の実施
事業内容	・本市の未来を担う中学生を海外姉妹都市（オッフエンバッハ市／セーレム市）などに派遣し、相互理解と友好親善を深める。 ・市立川越高等学校生徒とノースセーレム高校生徒が隔年で相互訪問し、相互理解と友好親善を深める。		
所管課	国際文化交流課、市立川越高校		

事業No.	51	事業名	姉妹都市の活用（KET の採用）
事業内容	・姉妹都市セーレム市から学生を本市の英語指導助手として招聘し、児童生徒の国際感覚を育む。		
所管課	教育センター		

事業No.	52	事業名	ビジネス研修生交換プログラムへの協力
事業内容	・姉妹都市オッフエンバッハ市商工会議所と川越商工会議所間のビジネス交流として、ビジネス研修生交流プログラムに協力する。		
所管課	国際文化交流課		

(2)地域の活性化につながる国際交流の推進

本市の歴史や観光資源を生かした国際交流を推進するため、以下の新規事業を推進します。

事業No.	53	事業名	オリンピックホストタウン関連事業の推進
事業内容	・タイ王国のオリンピックホストタウンとして、タイ王国旧正月水かけまつりへの協力など、東京 2020 オリンピックのレガシーを活かした文化交流事業の推進を図る。		
所管課	国際文化交流課		

事業No.	54	事業名	海外に通用する川越の地域資源を活用した海外観光客誘致【新規】
事業内容	・海外インバウンド需要を取り込み、地域の活性化を図るため、川越の地域資源を生かした取組について検討する。		
所管課	観光課、産業振興課		

事業No.	55	事業名	地域産業の国際化支援【新規】
事業内容	・地域産業の国際化を促進するためジェトロ等との連携により、海外との経済交流を促し、経済活性化を図る取組について検討する。		
所管課	産業振興課		

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

多文化共生施策や国際化施策を推進するにあたっては、市民のニーズや社会的背景を踏まえたうえで、生活を送るのに必要不可欠な分野から計画的かつ継続的に取組を展開していくことが求められます。

また、市の事業だけではなく、市民、NPO・ボランティア団体等、教育機関、民間事業者、自治会組織などが連携し、本市における多文化共生施策や国際化施策を推進していく必要があります。

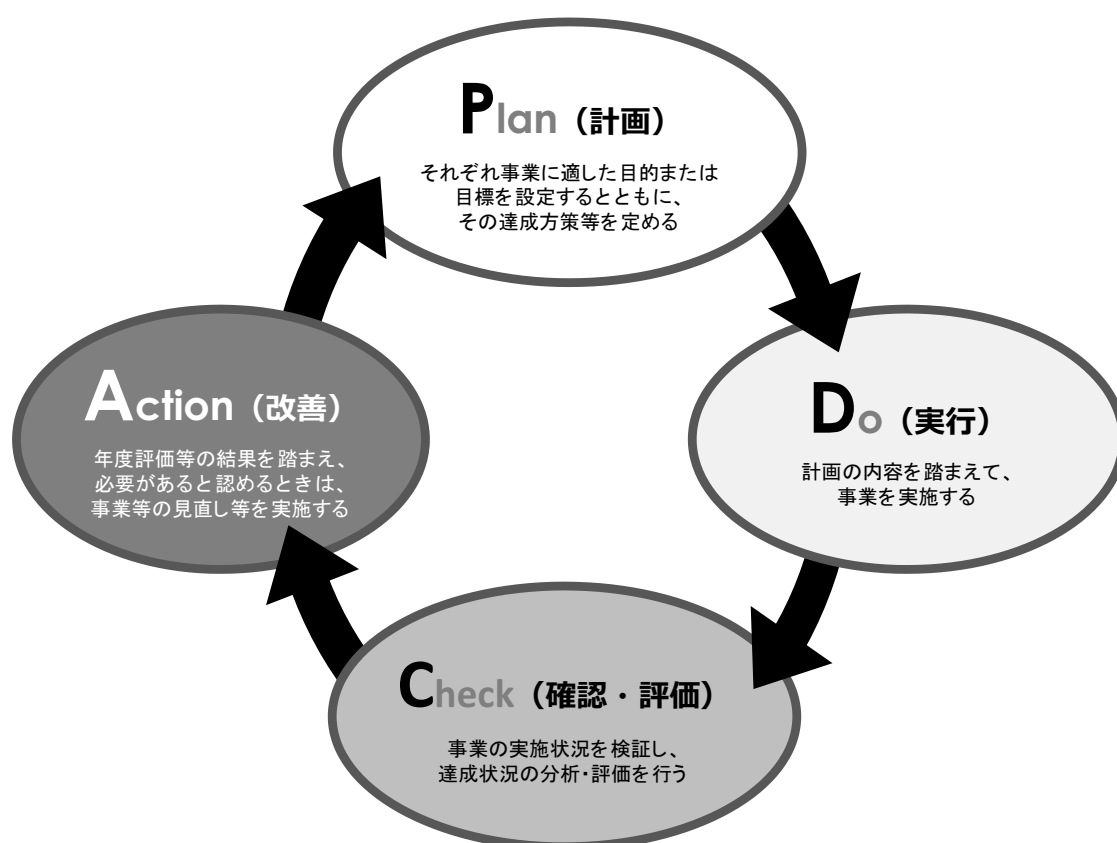
【それぞれの役割】

市民	多文化共生における地域づくりの主役は、外国籍市民と日本人市民であることから、両者がお互いの文化を尊重しつつ共に地域社会で生活する隣人として、相互理解を深めながら一緒に、活躍していくことが期待されています。
市	多文化共生社会の実現に向けて、本計画を広く周知するとともに、本基本計画に記載された施策の着実な実施、市内関係団体との横断的な協力体制の構築により、多文化共生を推進します。また、本計画を基に、庁内における多文化共生意識を醸成し、各所属が連携して施策の推進に努めます。
NPO・ボランティア団体等	地域における外国籍市民の実態を直接把握し、支援を実施している団体であることから、行政をはじめとした他団体との協働により、市の多文化共生施策の充実に貢献することが期待されています。
大学	多文化共生に関する学術的知見を活かして、行政や関係団体と連携した取組を実施していくことが期待されています。また、外国人留学生に対して高度な教育や生活に関する適切な支援を行うことによって、地域の経済活動の担い手となり得る高度人材を育成・供給することが求められます。さらに、日本語教育人材等の多文化共生を担う人材の継続的育成を行うことも重要な役割となります。
学校（小・中・高等学校等）	外国籍市民児童生徒等の能力に応じた適切な日本語学習や教科学習指導により、不登校・不就学の防止や、地域社会において児童・生徒が孤立することなく生活できるよう支援することが期待されています。

医療・保健・福祉 関係機関	外国籍市民の生命や健康の維持に関わる機関として、言語や文化の違いに配慮した受入れ体制の整備や、健康・福祉に関わる情報提供に努めていくことが期待されています。
民間事業者	外国人労働者の雇用にあたっては、労働関係法令を遵守し適正な労働環境の確保に努めるとともに、外国人労働者の日本語学習等の生活支援の充実を図っていく必要があります。
自治会・町内会	地域づくりにおいて中心的役割を果たす団体であることから、外国籍市民の加入促進を図るとともに、地域イベントの実施、積極的参加を促し、日本人市民との交流を深めることにより、多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。

2. 計画の進行管理と評価方法

本計画を推進するために、PDCA サイクルを構築し、計画の評価・改善を行います。また、毎年、庁内関係課等で構成する会議を開催し、各施策や目標値等の実績を把握し、国や県の動向も踏まえながら、計画の分析・評価を行い、必要に応じ、計画の変更や事業の見直し等を行います。



3. 計画の指標

本計画の達成状況を評価する指標として、以下のとおり 4 つの指標を設定します。

【計画の指標】

・基本目標 1：外国籍市民への支援の充実

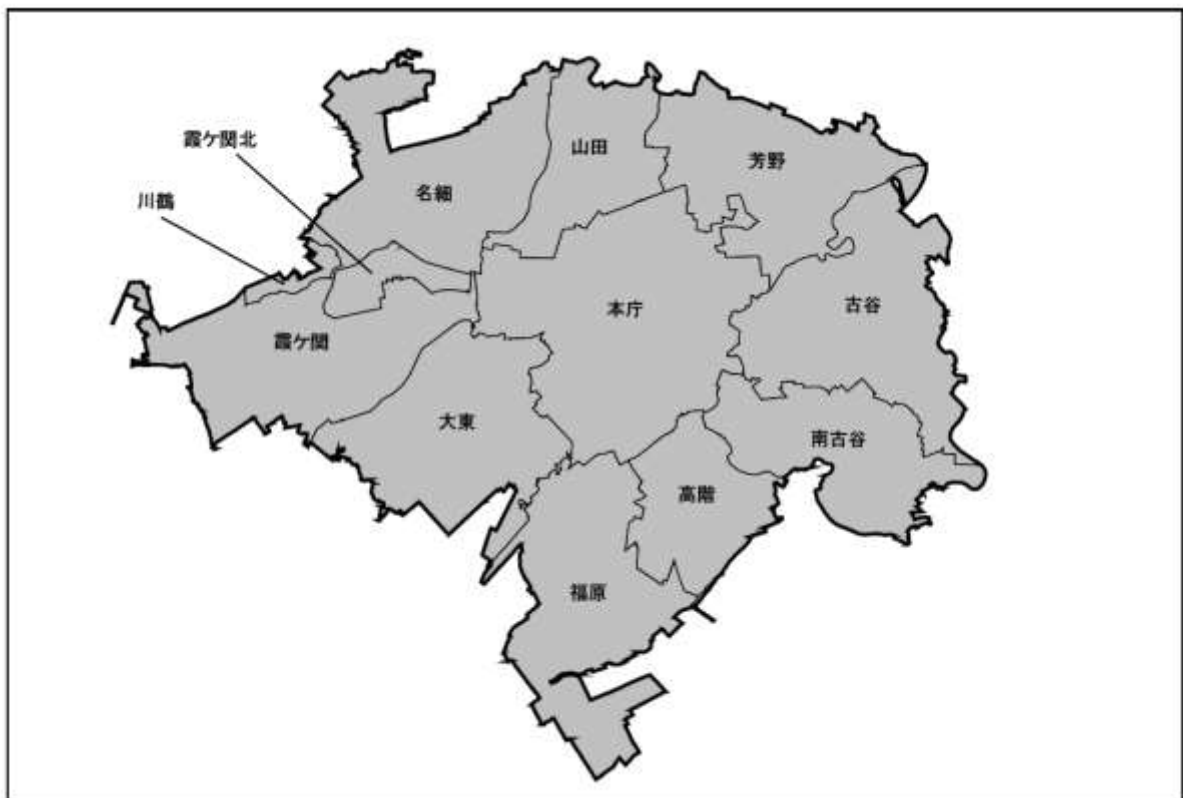
指 標	単位	実績値	目標値 (R7 年度)
日本語教室参加者数 (※1)	人	232 (※2) (R2 年度時点)	4,300
市内地区別（全 12 地区）における対 面型日本語教室が存在する割合	割合	3/12 (※3) (R2 年度時点)	5/12

※1 川越市国際交流センターで実施する日本語教室への外国籍市民の年間参加者延べ数。

※2 令和 2 年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少している。

※3 現時点において対面型教室が存在する 3 地区の内訳は、本庁地区、大東地区、高階地区。

【参考】川越市地区別図



・基本目標２：多文化共生意識を持った市民の育成

指 標	単位	実績値	目標値 (R 7 年度)
多文化共生の認知度 (※4)	%	26.8 (R1 年度時点)	50

※4 「令和元年度川越市国際化に関する市民意識調査」における日本人市民向けアンケート調査項目問 13 において、“多文化共生”という言葉に「意味も含めて知っている」と回答した割合。

・基本目標３：外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

指 標	単位	実績値	目標値 (R 7 年度)
川越市の住みやすさ (※5)	%	52.4 (R1 年度時点)	60

※5 「令和元年度川越市国際化に関する市民意識調査」における外国籍市民向けアンケート調査項目、問 2 「あなたにとって、川越市は住みやすいところだと思いますか」の回答「住みやすい」の割合。

・基本目標４：姉妹・友好都市交流などの充実

交流事業については、事業内容の性格上、定量的な数値管理になじまないこと。
また、今後当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響や社会情勢の変化に左右されることも見込まれることから、交流事業の内容、方法、成果等について、定性的な評価を行っていくこととする。



音声読み上げ・文字拡大 Foreign Language サイトマップ

検索

検索の方法

安全・安心

くらし

子育て・教育

健康・福祉

市政

観光

現在のページ

[トップページ](#)

[市政](#)

[意見公募（パブリック・コメント）](#)

[意見公募手続の実施状況](#)

[意見公募手続の実施状況（令和3年度）](#)

第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見を募集します

第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見を募集します

最終更新日：2021年10月25日

意見公募手続の実施状況（令和3年度）

案件名	第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見募集
募集期間	令和3年11月25日（木曜日）から令和3年12月24日（金曜日）まで
担当課	川越市役所国際文化交流課 電話：049-224-5506（直通） FAX：049-224-8712

1.募集の趣旨

市では、平成28年度から「第四次川越市国際化基本計画」に基づいて、本市における国際化及び多文化共生施策を進めてきました。「第四次川越市国際化基本計画」は令和3年度で終了します。そこで新たに、令和4年度から4年間の施策の方向性を示す「第五次川越市国際化基本計画」を策定することとした。この度、同計画の原案が完成したことから、皆様のご意見を募集します。より多くの皆さんからご意見をいただけますようお願い申し上げます。

2.資料

- ・川越市第五次川越市国際化基本計画（案）

3.資料の閲覧

- 電子媒体での閲覧：参考資料は下の【ダウンロード】から閲覧、保存、印刷ができます。（PDF）
- 紙による閲覧場所：川越市本庁舎5階課、国際交流センター、各市民センター、川越駅西口連絡所、公民館（閲覧開始は令和3年11月25日以降となります）

4.意見を提出できる方

- 市内に住所を有する方
- 市内の事業所等に勤務する方
- 市内の学校に在学する方
- その他この件に関し、利害関係を有する方

5.提出方法

- 直接持参（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
川越市役所国際文化交流課（本庁舎5階）
- 郵送（令和3年12月24日（金曜日）必着）
〒350-8601
川越市元町1丁目3番地1
川越市役所 国際文化交流課
- ファクス：049-224-8712
- 川越市ホームページからの意見提出は、以下のリンクから電子申請により申し込みください。
準備が整い次第、リンクを貼りますので今しばらくお待ちください。

6.提出書式

意見等は、件名、氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者氏名）、住所（法人又は団体の場合は主たる事業所の所在地）、連絡先（電話番号、FAX番号又はメールアドレス）を明記し、日本語で記述してください。在勤の方は勤務先・所在地、在学の方は学校名・所在地、利害関係を有する方は利害内容も明記してください。
※参考書式：下記【ダウンロード】ファイル「意見提出用紙」をご利用ください。

7.その他

- 第五次川越市国際化基本計画（案）に対する意見を募集します
- [【結果公表】川越市行財政改革推進計画（案）に対する意見募集](#)
- [第11次川越市交通安全計画（原案）に対する意見募集](#)
- [意見公募手続の実施状況（令和3年度）](#)
- [【募集中】川越市社会体育館条例施行規則の一部を改正する規則（案）に対する意見募集](#)
- [【募集終了】「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正\(案\)に対する意見募集](#)
- [【募集終了】川越市行財政改革推進計画（案）に対する意見募集](#)
- [【結果公表】川越市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正（案）に対する意見募集](#)
- [【募集終了】川越市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正（案）に対する意見募集](#)
- [【結果公表】第三次川越市教育振興基本計画（原案）に対する意見募集](#)
- [【募集終了】第三次川越市教育振興基本計画（原案）に対する意見募集](#)
- [【結果公表】川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）に対する意見募集](#)
- [【募集終了】川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）に対する意見募集](#)
- [【結果公表】「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の一部改正（案）に対する意見募集](#)
- [【募集終了】「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の一部改正（案）に対する意見募集](#)

1. 提出されたご意見のうち、類似するものはまとめて公表します。なお、取りまとめ後、提出されたご意見は行政改革推進課において個人情報を除いて公表いたします。

2. 個別の回答はいたしません。

3. 収集した個人情報は目的外には使用いたしません。（収集した個人情報の取り扱いに関する[プライバシーポリシー](#)）

8.ダウンロード

「第五次川越市国際化基本計画（案）」及び「意見提出用紙」のファイルについては、準備が整い次第、アップいたしますので今しばらくお待ちください。

いいね！ 0

ツイート

お問い合わせ

[文化スポーツ部](#) [国際文化交流課](#) [国際文化交流担当](#)
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
電話番号：049-224-5506（直通）
ファクス：049-224-8712
[このページの作成担当にメールを送る](#)

この情報はお役に立ちましたか？

お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

評価： ☐役に立った ☒どちらともいえない ☐役に立たなかった

質問：このページの情報は見つけやすかったですか？

評価： ☐見つけやすかった ☒どちらともいえない ☐見つけにくかった

送信

[このページの上へ戻る](#)

[個人情報について](#) | [著作権について](#) | [川越市ホームページについて](#) | [免責事項](#) | [リンクについて](#)

川越市役所

[お問い合わせ](#)

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
電話：049-224-8811（代表） ファクス：049-225-2171（代表FAX番号）

(C)2015 Kawagoe City All Rights Reserved

このページを見ている人はこんなページも見ています

[まちあるきワークショップin霞北\(26-09\)川越市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見募集（募集終了）](#)

[\(26-12\)指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（案）に関する意見募集（募集終了）](#)

よくある質問

情報が見つからないときは

【参考資料2】

川越市国際化基本計画審議会委員名簿

(役職別・順不同)

役職	氏 名	職 業 等	性別	出身国
会長	助川 泰彦	東京国際大学 教育研究推進機構教授	男	日本
副会長	焦 雁	川越市外国籍市民会議 座長	女	中国
委員	小島 有利子	尚美学園大学 芸術情報学部 教授、国際交流センター長	女	日本
委員	栗原 良則	川越商工会議所 経営支援部長	男	日本
委員	小林 康史	かわごえ国際ボランティアの会 副代表 行政書士	男	日本
委員	佐久間 美希	川越市国際ボランティア”kerria” 代表	女	日本
委員	清水 俊男	川越市姉妹都市交流委員会 代表	男	日本
委員	間 志津江	公募委員	女	日本
委員	清水 裕幸	公募委員	男	日本
委員	ウェン・トウン・アン	(留学生) 東京国際大学 大学院生	男	ベトナム